

委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）

1 委員会

（1）中間とりまとめ以降の状況

委員会

- 5/10：河川管理者からの質問事項の提出（委員会中間とりまとめ、淀川部会中間とりまとめ）
- 5/15：第11回委員会 質問内容についての意見交換
- 5/24,5/29：河川管理者からの質問事項の提出（琵琶湖部会中間とりまとめ、猪名川部会中間とりまとめ）
- 6/6：第12回委員会 質問内容についての意見交換（第11回に引き続き）
- *7/30：第13回委員会 今後の進め方等について議論
- *9/12：第14回委員会 最終提言の作成方針、素案を検討、主要論点について議論

水需要管理WG

- 7/2：第1回水需要管理WG 寺田委員より利水の考え方の転換ポイントについて説明
- 7/8：第2回水需要管理WG 河川管理者よりフルプランについて説明
- *8/7：第3回水需要管理WG 自治体の農政担当者より農業用水の実態について説明
- *8/19：第4回水需要管理WG WGのとりまとめ方法、水質の問題について意見交換、一般の方より情報提供。
- *9/10：第5回水需要管理WG 9/12委員会へ提出するWGとりまとめについて意見交換

水位管理WG

- 6/26：第1回水位管理WG 今後の検討事項について議論
- 7/19：第2回水位管理WG 河川管理者より瀬田川洗堰における水位操作の現状と水位操作を行わない場合を3つのパターンでシミュレーションした結果の説明
- 7/23：第3回水位管理WG 河川管理者より洪水調節のルール、西野委員から「瀬田川洗堰水位操作規則の変更が琵琶湖の生態系に及ぼす影響」等について説明
- *8/5：第4回水位管理WG これまでのWGの検討内容について整理
- *8/23：第5回水位管理WG 西野委員、河川管理者より情報提供。これまでに収集した水位管理に関するデータや資料について意見交換
- *9/13：第6回水位管理WG 最終提言作業部会へのWG報告について意見交換

ダムWG

- *8/29：第1回ダムWG WGの検討の前提、フレーム等について意見交換
- 9/19：第2回ダムWG 河川管理者よりダムの現状について情報提供

一般意見聴取WG

- *9/11：第1回意見聴取WG 今後の進め方等について検討

水質WG

- 9/12：第14回委員会にて設立が決定

最終提言作業部会

9/12：第14回委員会にて、運営会議（8/27）での決定事項（最終提言を運営会議メンバーおよび各委員会WGリーダーで構成する「最終提言作業部会」が主体となって取りまとめる）が了承された。

*9/12：第1回最終提言作業部会 今後の進め方等について検討

（*は6頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

（2）ワーキンググループ及び作業部会メンバー

現在、以下のWG、作業部会が設立されている。（* = WG専任委員）

水需要管理WG：今本委員（リーダー）、荻野委員、川上委員、宗宮委員、寺田委員、寺川委員、小尻委員*

水位管理 WG：榊屋委員（リーダー）、江頭委員、田中(哲)委員、谷田委員、西野委員、村上委員

ダム WG：池淵委員（リーダー）、今本委員、江頭委員、倉田委員、田中(真)委員、寺川委員、細川委員、本多委員、榊屋委員

一般意見聴取WG：嘉田委員、川上委員、塚本委員、仁連委員、尾藤委員、畚野委員、三田村委員、村上委員、山村委員

水質WG：宗宮委員（リーダー）、川上委員、中村委員、森下委員、矢野委員、和田委員

最終提言作業部会：今本委員（リーダー）、芦田委員長、川那部委員、寺田委員、米山委員、江頭委員、榊屋委員、池淵委員、三田村委員、宗宮委員

（3）今後の予定

9/28：第2回最終提言砂魚部会

9/30：第6回水需要管理WG

10/ 1：第1回水質WG

10/ 2：第7回水位管理WG

10/ 6：第3回ダムWG

10/10：第3回最終提言作業部会

11/13：拡大委員会

10/24：第4回最終提言作業部会

12/ 5：第15回委員会

2 琵琶湖部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

5/28～：河川管理者からの質問に関する委員の回答案を募集

6/4：第14回琵琶湖部会

現地視察（高時川上流部（丹生ダムサイトから源流部にかけて））

一般意見の聴取の試行（高時川流域の住民との意見聴取）

河川管理者からの質問事項への対応検討

6/17：第15回琵琶湖部会

河川管理者からの質問事項への回答・対応方向の検討

～6/28：委員から回答案を提出（欠席予定者については、必ず回答案を作成）

ワーキングの作成の是非、今後の活動内容等についても意見を募集

各委員からの回答を踏まえ、河川管理者が質問を選定し再度提出

7/4：第16回琵琶湖部会 委員と河川管理者との意見交換

*8/8：第17回琵琶湖部会 委員会WGに関する情報共有、治水に関する情報提供、今後の進め方の検討

9/22：現地調査 丹生ダム周辺

（*は6頁以降の「結果概要」を参照下さい）

(2) 論点別検討班（WG）の設立

第16回部会（7/4）にて一般意見聴取、反映に関する検討班（WG）を設置することが決定し、第17回部会（8/8）にてメンバーが下記のとおり決定した。また、第17回部会において、最終提言に向けて文章を調整、推敲する検討班を設置することが決定し、中村委員と中村委員が指名する1名の委員で構成することが確認された。

<一般意見聴取、反映に関する検討班 メンバー>

嘉田委員、仁連委員、三田村委員、村上委員

<最終提言に向けて文章を調整、推敲する検討班 メンバー>

中村委員、川端委員

(3) 今後の予定

10/3：第18回部会

11/9：第19回部会

12/14：第20回部会

3 淀川部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

～5/17：各委員より河川管理者の質問事項への回答案を募集

5/18：午前 論点別WG 午後 部会検討会

河川管理者からの質問事項への対応等を検討

5/27：第15回淀川部会 河川管理者との意見交換

6/16：論点別WG、部会検討会

6/24：第16回淀川部会 河川管理者との意見交換

7/2、7/15：作業部会にて河川管理者への回答、中間とりまとめの修正等を検討

*7/31：第17回淀川部会 治水の考え方について河川管理者と意見交換

*8/28：第1回現地対話集会（八幡市） 洪水防御、防災をテーマに関係者、住民との意見交換

*9/7：第2回現地対話集会（枚方市） 高水敷利用及び環境・水質・生態系をテーマに関係者、住民との意見交換

*9/20：第3回現地対話集会（京都市） 水需要管理をテーマに関係者、住民との意見交換を予定

9/24：第18回淀川部会 最終提言素案主要論点（治水、環境、利用）について議論

（*は6頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

(2) 論点別検討班（WG）の設立

5/11：第2回部会検討会にて、部会委員で論点別検討班を作り、以下の主要な論点を検討することを決定。

a．水需要管理・水利権：荻野委員（リーダー）、寺田部会長、原田委員、渡辺委員

b．高水敷の利用問題（本来の川らしさ）：紀平委員（リーダー）、有馬委員、塚本委員、榎村委員、榎屋部会長代理

c．洪水防御、防災（ダム問題含む）：榎屋部会長代理（リーダー）、今本委員、大手委員、小竹委員、山本委員

d．環境、水質（ダム問題含む）：川上委員（リーダー）、田中委員、谷田委員、長田委員、山岸委員、和田委員

(3) 今後の予定

10月末～11月初：第19回淀川部会

4 猪名川部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

～6/9：各委員より所属WGごとに河川管理者の質問事項への回答を募集

6/11：第11回猪名川部会 河川管理者との意見交換

6/28：論点別WG、部会検討会

河川管理者からの質問事項への対応等を検討し、主な質問に対するWGとしての回答を決定した。

7/11：第12回猪名川部会 河川管理者との意見交換

WG回答をもとに意見交換を行った

*8/2：有志による現地フィールドワーク（実際に猪名川周辺を歩きながら流域住民に意見を伺う）

*8/20：第13回部会 今後の進め方、治水に関する河川管理者からの情報提供と意見交換を予定

9/21：現地意見交換会

（*は6頁以降の「結果概要」を参照下さい）

(2) 論点別検討班（WG）の設立

6/11：第11回猪名川部会終了後、部会委員で論点別検討班を作り、主要な論点を検討することを決定。

a. 治水：池淵部会長代理（リーダー）、田中哲夫委員、畚野委員、（尾藤委員*）

b. 利水：本多委員（リーダー）、畑委員、細川委員、森下委員、矢野委員

c. 利用・環境：松本委員（リーダー）、服部委員、東山委員、米山部会長、（吉田委員*）

（*は部会長からの依頼により参加されている猪名川部会以外の委員）

・原則非公開とし、議論の結果等は公表する。各WGに外部の専門家を入れることも検討する。また、必要な場合には河川管理者も議論に参加いただく。

(3) 今後の予定

10/1：第14回猪名川部会

10/17：第15回猪名川部会

委員会・各部会 結果概要、結果報告

< 委員会 >

委員会

第 13 回委員会 (2002.7.30 開催) 結果概要 (暫定版) 7

第 14 回委員会 (2002.9.12 開催) 結果概要 (暫定版) 12

水需要管理WG

第 3 回委員会水需要管理 WG (2002.8.7 開催) 結果報告 17

第 4 回委員会水需要管理 WG (2002.8.19 開催) 結果報告 18

第 5 回委員会水需要管理 WG (2002.9.10 開催) 結果報告 19

水位管理WG

第 4 回委員会水位管理 WG (2002.8.5 開催) 結果報告 20

第 5 回委員会水位管理 WG (2002.8.23 開催) 結果報告 21

第 6 回委員会水位管理 WG (2002.9.13 開催) 結果報告 22

ダムWG

第 1 回委員会ダム WG (2002.8.29 開催) 結果報告 23

一般意見聴取WG

第 1 回委員会一般意見聴取 WG (2002.9.11 開催) 結果報告 24

最終提言作業部会

第 1 回最終提言作業部会 (2002.9.12 開催) 結果報告 25

< 琵琶湖部会 >

第 17 回琵琶湖部会 (2002.8.8 開催) 結果概要 (暫定版) 26

< 淀川部会 >

第 17 回淀川部会 (2002.7.31 開催) 結果概要 (暫定版) 31

第 1 回淀川部会現地対話集会 (2002.8.28 開催) 結果報告 36

第 2 回淀川部会現地対話集会 (2002.9.7 開催) 結果報告 (午前の部) 37

(午後の部) 38

< 猪名川部会 >

猪名川部会現地フィールドワーク結果概要 39

第 13 回猪名川部会 (2002.8.20 開催) 結果概要 (暫定版) 43

第 13 回委員会(2002.7.30 開催) 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年7月30日(火) 13:30～16:30

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 5階 会議室A

参加者数：委員 15 名、河川管理者 20 名、委員傍聴者 1 名、一般傍聴者 170 名

1 決定事項

今後の進め方について

- ・流域委員会として、河川管理者に提出する最終アウトプットは、1) 河川整備のあり方に関する提言、2) 住民意見聴取についての提言、3) 河川整備計画原案についての意見書の3つとする。
- ・委員会は流域全体についての検討を行い、各部会は各河川についての検討を行う。
- ・1) については、委員会の中間とりまとめを柱に深化させ、10月中に委員会としての提言をとりまとめる。原案に関する審議は、年度内を目途に行う。

ワーキンググループ(以下WG)の設立に関して

委員会の下部組織として、水位管理WG、水需要管理WGに加えて、一般意見聴取WG、ダムWGを新たに設立する。WGのメンバーは、部会横断的に構成することとし、各部会からの推薦をもとに、運営会議メンバーで決定する。

規約の改正について

資料4の改正案にWGリーダーの決定および改正期日についての記述を加え、改正することが了承された(出席者15名に欠席者3名の委任状を加え、規約改正に必要な委員数16名以上の同意が得られた)。

2 審議の概要

今後の進め方について

資料2-1「今後の流域委員会の進め方について」をもとに、委員会としての最終アウトプットや検討体制、スケジュールについて議論が行われ、上記「1. 決定事項」の通り決定された。

河川管理者およびWGからの情報提供と意見交換

河川管理者より、水資源開発基本計画(フルプラン)と河川整備計画の関係等についての説明と水需要管理WGからの報告が行われ、水需要管理についての意見交換が行われた。また、水位管理WGからの報告と意見交換が行われた。

規約の改正について

資料4の改正案(委員会WGおよびWG専任委員の任命について明記)をもとに議論が行われ、上記「1. 決定事項」の通り決定された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「水質問題についてもWGをつくるべきではないか、委員間で“自然”という言葉の共通認識を持つべきではないか、整備計画の優先順位に関する議論が足りないのではないか」との発言がなされた。

3. 主な意見

今後の進め方について

<アウトプットとスケジュールについて>

資料 2-1 をもとに、委員会として河川管理者に提出する最終のアウトプット、今後スケジュールの確認等について説明が行われた。

- ・ 流域委員会として最終的に河川管理者に提出するアウトプットは、①中間とりまとめを発展・深化させた最終提言、②住民意見の聴取・反映についての提言、③河川整備計画原案についての意見書の3つを考えている。(委員長)
- ・ スケジュール(案)では、10月から11月に最終提言を出すことになっているが、なるべく早く9月頃に出すべきではないか。
- ・ 9月12日の第14回委員会で素案を出したい。ただ、WGからの提案も取り込むためには、完成はもう少し遅れると思う。(委員長)

<ワーキンググループ(WG)設立について>

庶務より、資料 2-2 をもとに新たなWGの設立について説明が行われた。すでに開設されている水位管理WG、水需要管理WGに加えて、一般意見聴取WG、ダムWGを設立にするにあたり、その目的や内容、メンバーの選出方法等について議論のたたき台が示された。

- ・ 淀川水系の全てのダムについて踏み込んで議論を行うためには、メンバー選出をしっかりと考える必要がある。
- ・ 新しいWGの設立には賛成だが、メンバーの選出がダムWGだけ各部会から3人となっており、既にある2つのWGと扱いが違うのは問題がある。水需要管理や水位管理WGについても扱いを同じにすべきである。WGで具体的なことも含めて全て議論するのなら、既存のWGについてもメンバー構成をもう一度考え直すべきである。
- ・ ダムの問題は、委員会として横断的、全体的な議論をすると同時に具体的なダムの是非についても議論しなければならない。そういう意味で少し他のWGとは違っていてもよいと思う。(委員長)
- ・ ダム問題については、必要性について委員会として流域全体の考え方をまず整理しておくべき。時間があまりないことを考えると、個別のダム事業については部会ではなく委員会のWGで検討するのは難しいのではないか。
- ・ たしかに時間はないが、委員会だけでは不十分である。やはり各部会でもWGをつくり連携を図っていくべきである。しかし、各部会でダムのWGを作らないなら、委員会で個別のダムについて議論しなければならない。(委員長)
- ・ 委員会のダムWGでは、個別のダムを念頭において一般的な問題を話しあい、最終的には個別のダムについても委員会の方で判断してもらいたい。そして、それを各部会が段階的にもう一度再評価することではどうか。
- ・ 個別のダムの問題をどこで議論するかについては今ここで決定せず、ある程度統一的な議論が終わってから考えてもよい。1、2回時間を詰めて議論すれば基本的な議論はできるだろう。
- ・ 一般的な方向性を出す視点で、まず委員会のWGで議論いただき、それを受けて部会で個別のダムについて議論して頂く方向でいく。メンバーについては少し考える必要がある。(委員長)
- ・ メンバー構成については、休憩時に臨時運営会議を開いて意見をまとめてはいかかがか。

この後、メンバー決定の方針を固めるため、休憩時間に臨時の運営会議が行われ、メンバーについては、各部会から3人程度推薦頂き、運営会議で決めることが決定された。

委員会ワーキンググループに関する情報提供と意見交換

<水需要管理WGおよび河川管理者からの報告>

今本WGリーダーより、資料1-1をもとに、水需要管理WGの経過について報告が行われたあと、河川管理者より、フルプラン(水資源開発基本計画)と河川法の関係に関する説明が行われた。

[説明要旨:資料3-1 現状説明資料(フルプランについて)]

フルプランについて

- ・ 水資源開発基本計画(フルプラン)は、水資源開発促進法に基づいている。1)水の用途別需要の見直しおよび水の供給目標、2)供給目標を達成するための必要な施設の建設に関する基本的な事項、3)その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項がその内容に盛り込まれている。
- ・ 1)の水需要予測は、利水事業者により水道用水、工業用水、農業用水など用途別、事業者別に、節水も視野に入れたうえで試算される。それぞれ、水道法(主務大臣:厚生労働大臣)、工業用水道事業法(主務大臣:経済産業大臣)、土地改良法(主務大臣:農林水産大臣)にもとづいて予測が立てられ、それをフルプランが需要としてオーソライズする。水道用水については、水道事業者である市町村等の予測にもとづいて議会での承認等を踏まえて厚生労働省の許可を得る。
- ・ 利水事業者の需要予測にもとづいて、2)として供給対策が考えられる。新たな水資源が必要となった場合は、ダム開発、水の再利用、これまで開発された水の再配分という3つの選択肢がある。
- ・ ダム開発は、利水専用ダムと多目的ダムに分けられる。多目的ダムは国土交通省が事業主体となりえる。利水専用ダムは、国土交通省は事業主体となりえないが、河川管理者としての関係が出てくる。
- ・ 3)水利用の合理化等については、たとえば農業用水の合理化事業が行われている

河川法との関係について

- ・ 河川法(河川整備計画)として関係があるのは、新規ダム開発や水の再配分時における取水の許可(水利権)と渇水時の渇水調整(取水の制限)である。
- ・ 河川管理者は、法的にはフルプランによってオーソライズされた水需要の予測に対して意見を言う権限はないが、多目的ダムの事業主体として、水利権を許可する立場として、需要について物を言い得る。

意見交換

- ・ この流域委員会での水需要の議論をフルプランに反映してもらいたいが実際は難しい。そのあたりを含め、WGとしての成果をどうするか、また国土交通省としてWGに何を期待されるか議論していただきたい。(委員長)
- ・ WGとしては、やはり水需要管理のあるべき姿を追い求めるべきである。水需要については、予測と実態の乖離が一番の問題だが、河川管理者の権限外のことも含めて突っ込んで議論していきたい。(WGリーダー)
- ・ 議論はよいが、それを河川整備計画にどう反映させていくか考える必要がある。(委員長)

- ・ 水需要を予測するのは利水者である。利水者が出す予測は、法律に基づいており、議会や審議会でも了承を得ているため、それなりに説得力がある。意見を言いにくいのが現状である。(河川管理者)
- ・ もし、利水者側から膨大な水需要を要求されると、開発する側がそれに追いつかないこともありうる。やはり水を要求する側もある程度意識を変える必要がある。WGの議論がそのための一種の起爆剤になればよいと思う。(WGリーダー)
- ・ 需要をコントロールすることも大事だが、水を供給する実力があるかどうかの判断も重要。雨の降り方や気候変動によって、今後の需要が相当変わってくることも視野に入れて議論する必要がある。(委員長)
- ・ 最近の雨は、降る時には大量に降って、降らない時は全く降らないという傾向にあり、利水の安全度が低下している。(河川管理者)
- ・ 先ほどの河川管理者からの説明は、フルプランの内容が決まらないと整備計画が作れないということなのか、それとも流域委員会の意見に合わせてフルプランの方が変わっていくことに期待するということなのか。
- ・ 今、まさにフルプランは改定作業に入っている。現状では、水需要をオーソライズするのはフルプラン側の権限なので、現在、改定作業に入っていることからどうしても向こうのスケジュールに影響されることになる。(河川管理者)
- ・ それであれば、水需要の問題については、今ここで議論するのではなく、フルプランの側で妥当な結果が出ることを期待して、その後で議論した方が、議論を進めやすいのではないか。
- ・ 必ずしもフルプランの結果を受けて河川整備計画ができるものでもなく、お互いに連携していくものだと思う。ここで議論を先送りしてしまうと、こちらからは何もコメントできなくなる。委員会の議論は、需要に追随する従来の方式から変換するということだと理解している。流域委員会は、河川管理者の権限外のことについても積極的に提言していく方針をとっているため、水需要に対して何らかの意見を出すことは有り得ると思う。(河川管理者)
- ・ 法の仕組みとしては、利水者の水需要予測に従ってフルプランが作られ、それに合わせた形で河川整備計画が作られるという流れになっている。これを変えるべきと言っているのだが、現在の法の仕組みの中で、どう変えることが可能かということ言うべきである。それは、法の仕組みを変えずに流れを逆にして、河川整備計画をもとにフルプランや需要予測を変えざるを得ないようにすることも可能なのでそういう手法を示していけばよい。

< 水位管理WGからの報告 >

梼屋WGリーダーより、資料 1-1 をもとに水位管理WGの経過について報告が行われた。

- ・ 好ましい水位操作法を考えるための要因は何か？(委員長)
- ・ 琵琶湖やダムの水位操作が、下流の生態系にどんな影響を与えるのか、たとえば、水位変化が、魚類の産卵行動に与える影響などを整理している。次に、水位操作の管理のあり方を変えるのかどうかについては、今後の課題である。(WGリーダー)
- ・ これまでは、ダムや琵琶湖ではできるだけ水を節約し、利水上必要最小限の水しか流さないという方針だった。今後、下流の生態系を守るために放流量を増やすことになれば、必ず利水の安全度の低下につながる。バランスをどうとるかしっかり議論する必要がある。(河川管理者)
- ・ 一定期間の放流量のトータルを同じにすれば、現在と同じ容量で利水の安全度を下げないことも可能である。生態系を守るための水位管理を行ったとしても必ずしも無駄に放流することにはならない。琵琶湖の水位を夏期制限水位に下げる時に、一様に下げずに中小洪

水を起こすような下げ方をすることも考えられる(委員長)

- ・ WGでは、洪水期に琵琶湖の水位をさげていることが、生態系に影響を与えているとの指摘がなされている。これは、下流と言うよりもむしろ琵琶湖周辺の治水とも関係が出てくる。重要な問題だと感じている。(河川管理者)

規約の改正について

庶務より、資料 4 をもとに淀川水系流域委員会の規約を改正することになった経緯、規約の改正案、改正のために必要となる条件等について説明が行われた。議論が行われた結果、改正案に以下の変更を加えることで承認された。

- ・ 資料 4 の改正案の 5 条 2 項を、「WGのリーダーおよびメンバーは…」とする。
- ・ 付則については改正期日について記述する。

(出席者 15 名に 3 名の委任状を加え、規約改正に必要な委員数 16 名以上の同意が得られた)

一般傍聴者との質疑応答

一般傍聴者 1 名から発言があり、意見交換が行われた。

- ・ 水質問題は重要である。農業用水や農薬など国土交通省の権限外のことも多いが、水需要管理のように、WGを作って検討する必要があるのではないか。
- ・ 中間とりまとめに「自然との共生」、また「自然と上手に付き合う」との記述があるが、この場合の「自然」の定義を各委員で共通認識をもつ必要があるだろう。先に開催されたシンポジウムでは、委員間で意見の食い違いが見られた。
- ・ 優先順位とは、「どこから整備を始めるのか」という単なる作業順序の意味ではない。河川の多様な機能、形質など様々な問題の中で互いに抵触するものが出てくる中で、優先度をどう考えるかという問題である。(以上、傍聴者)
- ・ 水質問題については、次回回り、検討させていただきたいと思う。河川管理者の権限外の部分も含めて最終提言に記述していく必要がある。自然についての認識は、人によって違うものであるし共有することはできないと思う。問題はどうか河川整備計画に関係してくるかだ。また、優先順位についてだが、先ほどの質問はむしろ、治水、利水、環境のバランスについての問題である。(委員長)
- ・ 自然についての認識の違いについてだが、行政体の見解や法律の用語などと違って、何かを検討するときは、むしろ全員の認識が一致していることのほうが危険だ。違いがあるからこそ、行き着く先が豊かになるのだとも思う。
- ・ シンポジウムの時の委員 2 人の食い違いは、自然についての認識の違いではない。こうあるべきだという理論と、そのプロセスに関する話である。
- ・ フルプランもそうだが、バージンの水を量としてどう分けるかばかりが話し合われている。淀川には、何回も利用されている水が多いので質についても十分考える必要がある。河川サイドでできるかどうかは難しい面もあるが、水質管理のガイドラインみたいなものを作るところまでは進める必要があると思う。
- ・ 中間とりまとめでは、水質に関する記述が少ないので、是非、今後の議論で強化を図りたい。(委員長)
- ・ 水質については、「泳げる川」、次に「水が飲める川」、さらには「水がおいしい川」といった捉え方で見直すことも重要。

以上

※発言の詳細については、「議事録」をご覧ください。

開催日時：2002年9月12日(木) 13:30～17:00

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 会議室C

参加者数：委員 15 名、河川管理者 19 名、一般傍聴者 168 名

1 決定事項

今後の進め方について

- ・最終提言は「河川整備のあり方に関する提言」と「住民意見聴取についての提言」を統合させ、最終提言作業部会が主体となって作成する。10月24日に当初予定していた第15回委員会を中止し、11月13日に委員会および部会委員全員でとりまとめ案を検討する「拡大委員会」を開催する。
- ・12月5日の第15回委員会で最終提言を確定させる。

委員会ワーキンググループ(WG)について

- ・水位管理WGと水需要管理WGに加えて設立されたダムWGと一般意見聴取WGのメンバーが決定した。また前回委員会での規約改正に従い、WG専任である小尻委員の委嘱状を出して頂くよう近畿地方整備局に委員会より要請した。
- ・新たに水質WGを設立することが決定した。
- ・必要に応じてWGメンバーがヒアリング等の出張を行うことが委員会として承認された。

2 審議の概要

最終提言に関する意見交換

- ・資料2-1「最終提言のとりまとめ方針(案)」、2-2「最終提言目次案」をもとに、庶務から最終提言に関する説明があり、意見交換が行われた。最終提言は委員会中間とりまとめを基本に、各部会の中間とりまとめおよび各WGからの提案、一般からの意見等を盛り込み、委員会として1本化したものを出すことが確認された。「各部会で十分に情報共有と検証を行い、11月13日の拡大委員会での議論に備えるべき」等の意見が出された。

主要論点に関する意見交換

- ・水質、治水、水位管理、水需要管理の4つの論点について意見交換が行われた。
- ・水質については、琵琶湖・淀川水質保全機構殿から資料3-1-1「琵琶湖・淀川水系の水質保全について」をもとに説明頂いた。内容は水質保全問題の基本認識から、100年にわたる琵琶湖の水質問題の変遷、今後の水質保全対策の方向性など。
- ・水位管理と水需要管理は、各WGリーダーからWGの議論内容について説明があった。
- ・治水については「浸水被害の軽減について目標が必要では」との問題提起と意見交換が行われた。

流域委員会の進め方についての要望

「最終提言作業部会の経過を全委員に知らせてほしい」「水需要管理を考えるには国土交通省だけでなく、農林水産省の話も聞きたい」といった要望が出された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「中間とりまとめへの一般意見について、どう扱われるのかなど、

プロセスを明示してほしい」との発言がなされた。

3. 主な意見

最終提言に関する意見交換

資料 2-1「最終提言のとりまとめ方針(案)」2-2「最終提言目次案」をもとに、庶務から最終提言に関する説明があり、意見交換が行われた。

<とりまとめ方針、スケジュールについて>

- ・「個別事業の是非については、整備計画原案に関する検討として行う」ことになっているが、この辺もう少し詳しくご説明いただきたい。
→最終提言の中では、個別事業の是非等には触れずに、一般的な考え方、方向性等を示す。整備局には、それをもとに河川整備計画の原案をお作りいただく。(委員長)
→原案が出てきてから、具体的な事業の中身を検討する時間的余裕はあるのか。
→集中的に議論する。少し延びるかもしれないが、今のところこのスケジュールでやっていく。(委員長)
- ・農業の話は農水省、環境の話は環境省の方の意見も聴くべきである。
- ・中間とりまとめにおいて各部会の記述と委員会の記述とで、整合性が取れていない部分があるとすると、今後 1 本化する過程において各部会で十分議論すべき。拡大委員会には、各部会で十分議論したうえで臨まないという意味がない。
- ・WGに参加している委員と参加していない委員では、情報量に差が出ている。WGの議論は、部会や委員会で十分に検討されなければならない。
- ・河川整備計画が出るまでにある程度部会で議論を詰めておく必要がある。
- ・確認だが、WGは最終提言の該当カ所の記述を検討することと、整備計画について検討する材料を委員会に提示するという 2 つの機能がある。(委員長代理)
→そうである。WGは、最終提言とりまとめ以降も続くものとする。(委員長)

<最終提言目次案の文言について>

- ・資料 2-2「3 流域整備計画の変革の理念」の中に“総合的な判断”、また 4-1(1)に“変化に富んだ自然豊かな水系”とあるが、これでは意味が分かりにくいので、もっと具体的な表現に改めるべき。また、4-2(2)に、“社会的な視点を含めて検討”とあるが、漁業関係者の立場からいうと、もっと経済的な視点を含めて書いていただきたい。
→最終提言作業部会で検討することとする。(委員長)
- ・目次の項目に上がっている“計画アセスメント”など、どこのWGでも検討されていない部分をどうするのか。
→各委員から盛り込むべき内容を資料として出していただきたい。

主要論点に関する意見交換

<水質について>

(財)琵琶湖・淀川水質保全機構の穂波事務局長より、資料 3-1-1 をもとに、水質に関する説明が行われ、その後意見交換が行われた。

○説明要旨：資料 3-1-1「琵琶湖・淀川水系水質保全について」

- ・淀川水系の水質保全問題を考えるあたり、以下の 4 つの基本認識が必要である。

- 1) 広域的かつ高度に水が循環利用されている水系である
 - 2) 従来の対処療法的な水質保全対策の転換期にある
 - 3) 水質問題はライフスタイルや人の意識と密接に関係する
 - 4) 水質保全には流域管理の視点が求められる
- ・ 上記、基本認識をもとに、今後の水質保全対策に向けた取り組みの方向性としては、
 - 1) 対処療法から予防原則、基準達成型からリスク管理へと転換を図る
 - 2) 行政や住民など多様な主体が協働して取り組めるよう、分かりやすい共通の水質改善目標を設定したり、評価手法や情報の共有化を進めていく。また小さな水循環系の構築を考えていく。
 - 3) 一人一人が水を汚さない生活スタイルへの意識の改革に努めていくことが必要。等があげられる。
 - ・ 以上を踏まえて以下の4点を提案したい。
 - 1) 環境の時代に則した安全、安心が実感できる水質管理の実現(新しい水質目標や指標の設定、モニタリングの強化、水質汚濁メカニズムの研究、水系全体を統合した水質モデルの開発、水質情報共有化のためのデータベースの整備など)
 - 2) 自然の水質浄化機能を引き出す河川整備の推進(生物多様性の立場に立つ、植生など自然浄化機能の定量化とモデルの研究、ウエットランドの形成などを活用して面源負荷を河川や湖沼の流入口で抑制する技術の開発など)
 - 3) 住民との協働のための基盤整備(愛着ある水辺づくり、環境学習の場を提供する河川整備など)
 - 4) 流域全体での取り組みにむけて河川管理者のリーダーシップを期待したい。

意見交換

- ・ 河川の周辺には廃材や汚物の処理場があり、水質汚濁の原因になっている。そのような汚濁物質を出す施設の設置を許可する行政側にも問題がある。
モラルが低いことも問題。堤防道路にゴミが多く、それも河川を汚す原因となっている。
- ・ 河川区域だけで対策を考えても、川の周辺で何らかの影響行為があると手の打ちようがない。土地利用計画等他の計画との調整を図る必要がある。
- ・ 廃材等の設置は、合法で行われている以上取り締まりできない。河川からある一定の範囲のエリア内では、廃棄物等を置いてはいけないというような新しい法整備が必要である。
ドイツなど外国で行われているゾーニングの例を参考にしてはどうか。
- ・ すべてが合法ともいえない。はじめは合法で行われていても、最後には違法になるものがあり、そういうところが河川に大きなダメージを与えている。もっと法を厳格に適用せねばならない。
- ・ ゾーニングしたうえで、これから30年かけて川とのかかわりを想定したエリアを広げるといった意味で川幅を広げていくことも必要。そのきっかけとして先のような法律を作ることも視野にいれるべきではないか。
- ・ 古いパチンコ台など、一見廃棄物でも、実は再生用資材として置いているところもある。廃棄物の定義そのものが曖昧ではないか。
- ・ 水質の問題を微細に議論できるのは、地球上の60億人のうち5億人くらいしかいない。残りは、水そのものが確保できないなど何かが欠けている。その意味で、世界の中での日本の責任についてもどこかで触れておく必要がある。
- ・ 流域全体の視点で見れば、下水道と上水道の位置関係がおかしい。長期的には改善す

る必要がある。

- ・ 河川の自然条件を一定十分に確保することにより、水質改善に寄与できる。
- ・ 現在の水質の基準は濃度規制のみであり、量規制がないのも問題である。
- ・ 水量の問題は水質と深く関わっている。水量が豊富に確保されれば水質への問題は改善される。水位管理とも関わってくるため河川整備計画で何か言えるのではないか。
- ・ 汚染物質は、単体規制では追いつかない。因果関係が明確になる頃にはすでに手遅れになることも多い。規制手法を変えるべきである。
- ・ 産業廃棄物や農薬問題等、国土交通省の権限外のことはあるが、提言の中には盛り込んでいく必要がある。
- ・ 本日の議論内容については、水質WGにてとりまとめていただく。(委員長)

<水位管理について>

水位管理WGのリーダーである榎屋委員より、資料 3-3「水位管理WGの中間報告について」を用いて、水位管理WGのこれまでの議論内容について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

○意見交換

- ・ 生態系に影響を与える要素として、水位の変化と生息域の変化の2つをそれぞれ考えなければならない。(委員長)
- ・ 毎年6月15日に一律に水位を下げることになっている現在の琵琶湖の水位操作は、一般のダムと同じであり区別を行うべきである。琵琶湖の水位管理については、琵琶湖そのものの生態系保護をも考えなければならない。
- ・ 水位操作と漁獲高に関するグラフだが、琵琶湖の漁獲高が減少したのは、琵琶湖総合開発による水位操作が開始されたためだけではなく、護岸堤の完成や外来種の影響など、ほかにも様々な要因をはらんでいる。
- ・ 水位操作については、季節変化との関係を一番の問題とすべきである。周りの環境との調和を考慮に入れないと意味がない。また、水位操作の基準を変えるなら、変えることが及ぼす効果をきちっと検証(評価)しなければならない。大掛かりなことをやって1%しか変化がないようであれば、やっても意味がない。
- ・ 水位操作については、最終提言までに、こうすべきだというはっきりした答えを出すことはできない。(治水、利水に影響のない範囲で)人工洪水を起こすなど、さまざまな条件下で試行錯誤(トライアル&チェック)を繰り返し、その効果を検証していくことが重要である。提言にはそのような内容を含めて記述していけばよい。(委員長)

<水需要管理について>

水需要管理WGのリーダーである今本委員より、資料 3-4「水需要管理WGとりまとめ骨子」を用いて、WGの検討内容について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

○意見交換

- ・ 環境用水の創出は新しいことだが、流量や場の条件とも絡んでくる。(委員長)
- ・ 自然環境維持のために水を確保することが許されるかどうか、また水を確保すべきだと言い切れるかどうか、基本的な事項をしっかりと議論しておく必要がある。(リーダー)
- ・ 流量調整は、ダムによってできるところとできないところがある。節水型社会の実現

も含めてさらに総合的に考えていく必要がある。

- ・ダム攪乱機能（人工洪水）については、流水内と河川内という2つの意味があるので双方の記述が必要。また、生き物の歴史を長期的な視野で捉えるなら、生態系にとって致命的なことだけはおこらないような条件を考えておく必要がある。
- ・世界水フォーラムの委員会の会合でも、流域管理が唱えられており、世界の情勢がどうなっているのか十分認識すべき。世界的には水は有限との認識が一般的であり、たとえば水が余っている時であっても、水は無駄に使わないというのが世界的な常識である。日本もこの立場を基本に据えるべきである。
- ・世界水準から見ると、日本は、やはり節水をしなければならないことは明白である。パリやロンドンに比べると、大阪は一人当たり倍以上の水を使っている。
- ・農業用水については、環境用水としてよりも地域用水として捉えてほしい。単に自然環境や生態系保護のためだけなら、その地域に暮らしている方々の合意を得るのは難しい。

<治水について>

○意見交換

- ・治水については、中間とりまとめで、「壊滅的被害の回避と浸水被害の軽減」を謳っているが、河川整備計画を作るためには、たとえば床上浸水を減らすなど浸水被害を減らすための基準を示す必要があると思う。（委員長）
- ・過去のデータをもとに、基準を決めるのなら、これまでの河川整備と変わらないのではないか。
- ・一口に浸水規模といっても、浸水頻度のみでなく、浸水範囲、浸水の深さなど、意味は多様であり具体的には示しにくい。
- ・たまに大雨が降って浸水するという事は、河川整備というよりも、地域の内水処理の分野の問題なのではないか。
- ・今回の意見募集で自治体から頂いた意見書には、治水対策についての意見、要望が多い。いずれにしても、無視はできない。よく検討を行う必要がある。（委員長）

一般傍聴者からの意見聴取と意見交換

一般傍聴者1名より発言があり、意見交換が行われた。

- ・中間とりまとめに対して、県内の自治体から意見をまとめて送ったが、どのような形で討議され、提言に反映されていくのか、教えていただきたい。（傍聴者）
頂いた意見についてはこちらで整理したうえで、最終提言に取り入れるものと取り入れないものに仕分けする。また、意見の全てを最終提言とともに河川管理者に提出する。（委員長）
- ・最終提言の内容に盛り込まれる場合とそうでない場合の判断の基準を知りたい。採用されなかった意見については、その理由を相手に知らせるべきだと思う。（傍聴者）
全てについて、応えることはできない。（委員長）
それについては、一般意見聴取のWGでも、何らかの見解を出すべく議論したい。

以上

開催日時：2002年8月7日(水) 10:00～12:30

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 4階会議室5

参加者数：委員6名 河川管理者9名 自治体関係者5名 委員傍聴者2名

1 検討内容および決定事項

自治体の農業の担当者からの説明

滋賀県農政水産部、京都府農林水産部、大阪府北部農と緑の総合事務所をお招きし、農業用水の実態について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

<主な説明内容>

- ・ 滋賀県：農業用水の特色、滋賀県の農業の特色、地区別の農水利用の事例(琵琶湖逆水地区、河川取水地区)
- ・ 京都府：桂川における農水利用の現状、有効利用の工夫、農水取水施設、日吉ダムにおける放流調整について
- ・ 大阪府：大阪府の農業の特徴、稲作における水利用の実態、淀川からの農水の取水実績、取水設備の状況、地域用水としての活用等

<主な意見交換の内容>

- ・ 農業用水の実態(使用量の変化、使用状況、耕作の形態と水の使用等)
- ・ 農業用水の取水量を把握する方法(用水路での計測、配水ポンプの稼働時間や電気代)
- ・ 農業用水の転用と平常時からの節水の可能性
- ・ 今後の農業用水の増減の見通し(今後の農地の増減見込みと農水の需要の関係)
- ・ 農業用水路と地域社会(地域の景観用水、防火用水等、用水路と河川の連続性の回復等)

メンバー追加の件

水需要管理WGに、琵琶湖部会の宗宮委員を加えて、水質に関する話も今後議論していくことが確認された。

次回以降のスケジュール

次回第4回委員会水需要管理WGを、8月19日(月)午後5時～、第5回は、9月10日(火)午後5時～開催する。場所はいずれも京都駅周辺とする。

次回WGでは、「関西のダムと水道を考える会」の野村氏をお招きし、本日寺川委員より提供された資料2-1～2-3についてご説明いただく。また、近畿地方建設局の元河川部長であった金屋敷氏をお招きし、過去の経験等をお話いただく。

委員より、過去の湧水経験から水の消費量を抑えることに成功した福岡市にお住まいの方、または行政関係者等をお招きして、日常生活における節水の工夫や仕組み等についてお話を伺いたいとの発言があった。招聘者等については今後検討する。

以上

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。

開催日時：2002年8月19日(月) 17:00~20:20

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室6

参加者数：委員6名 河川管理者8名

1 検討内容および決定事項

水需要管理WGとりまとめについて

- ・ 今本リーダーより資料1-1「水需要管理とりまとめ(案)020819」が、荻野委員より資料2-2「論点別WG水需要管理・水利権」が骨子案として示された。
- ・ 第14回委員会(9/12開催)には、水需要管理のとりまとめの骨子を報告できるよう、次回のWG(9/10)まで、メールにてとりまとめについての意見交換を行う。
- ・ 節水についてとりまとめの中で明確に位置づけるべき、一度取水した水を施設内で繰り返し使えるゼロディスチャージシステムの実現についても検討すべき等の意見があった。

水質の問題について

- ・ 水質の問題について様々な観点から意見交換がなされた。その結果、水質については水需要管理の面からだけでなく多面的な視野で検討していく必要があるとの認識が強まったため、新たに水質専門のWGを作るように委員長に要請する。

情報提供と意見交換

これまで河川整備に携わってきた方として金屋敷氏を、市民の側から利水に関する調査活動を行っている方として野村氏をお招きし、情報提供および意見交換が行われた。

a) 金屋敷氏からの説明

- ・ 水需要管理の議論を聞いて思うこと(実現策がないため議論が空中戦になっている、優先順位の問題、ライフスタイルの切り替えの重要性、農水と環境維持用水は峻別すべき等)
- その後、環境維持用水の重要性等に関する意見交換が行われた。

b) 野村氏からの説明

- ・ 大阪市の過剰な水利権、淀川下流部の農業用水の問題点、大阪府営水道の過大なロス率設定について説明が行われ、現在の水の使用実態からみて余剰な水利権の転用や過剰な水需要予測を見直すなどすれば新規のダム開発は必要ないとの主張がなされた。
- その後、農水の多面的な役割、環境用水としての位置づけの重要性等について意見交換が行われた。

次回のWGについて

- ・ 第5回水需要管理WGは、9月10日(火)17:00より行う。今回は、節水の工夫や仕組みについてご教示できる方をお招きする。推薦できる人がいれば、庶務に連絡を行う。

以上

このお知らせは委員の皆様主に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。

開催日時：2002年9月10日(火) 17:00~20:00

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室D

参加者数：委員6名 河川管理者10名

1 検討内容および決定事項

水需要管理WG中間とりまとめについて

- ・ 本日の議論をもとに、今本リーダーが、WGとりまとめ骨子としてまとめ、メーリングリストでメンバーに確認のうえ、第14回委員会にて報告を行う。

とりまとめに関する主な意見

<理念の転換等について>

- ・ 河川法の改正前は「(人の)生活環境が中心」だったが、改正後は「自然環境中心」となった。同じ環境でも捉え方が変化したことは重要である。そういった意味では現状の淀川の流量については、「人がどこまで使えるか」ではなく、「生態系の保全・再生のために十分な水量かどうか」という視点から捉えるべき。
- ・ 利水の安全度を落としても自然に水を返すべき。それで利便性を損なわないように日常からの無理のない節水や水融通等の需要を行うべき。

<方向性について>

- ・ 河川の環境用水には、普段の河川維持用水という意味と、生態系保護のために攪乱を生じさせるための水と2つの意味がある
- ・ 需要予測が正しかろうが、間違っていようが、これ以上淀川の水は使えないというのが、水需要管理ではないか。
- ・ 淀川本川の環境用水と、農業用水路を含めた面的な地域の環境用水の両者の整理が必要。
- ・ 全体の放流量は変えなくても、自然流況に近づけるべく流し方にメリハリをつけ、さらに生態系にとって主要なポイントで高水敷を切り下げ、河川形状に変化をつければよい。
- ・ 自然のためにどの程度の水位調整を行うかについては、答えはないのでは。シミュレーションを行い試行等で、様子を見て放流量を調整していく順応的管理が必要である。
- ・ 淀川にとってどのような生態系が望ましいかといった環境の目標が必要だが、すぐには誰も書けない。

委員および河川管理者による情報提供

- 1) 寺川委員より、資料2『「阪神水道」と4市(神戸・尼崎・西宮・芦屋)の水余り』について、説明が行われた。
- 2) 河川管理者より、「河川整備計画における水質関係について」(資料番号なし)について説明が行われた。

次回のWGについて

- ・ 第6回水需要管理WGは、9月30日(月)17:00~行う。
- ・ 今回寺川委員から提出された資料2について、阪神水道企業団側から内容に対して反論があるかどうかを庶務からうかがい、必要ならばこのWGで反論できる機会を設ける。
- ・ 現実の節水対策等に詳しい福岡市の方等に庶務からご都合をお伺いし、可能であれば、次回WGで節水に関するお話をお聞かせいただく。

以上

このお知らせは委員の皆様主に決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。

開催日時：2002年8月5日(月) 15:00~18:15

場 所：アクスネッツ

参加者数：委員7名(うち1名はリーダーの要請により参加) 河川管理者15名 委員傍聴者5名

検討内容および決定事項

委員から情報提供と意見交換

・紀平委員からの情報提供(樟葉地点の水位変動と魚の生態について)

樟葉地点の砂州では、O.P(大阪湾平均干潮位)5.5m 5.0mの急速な水位低下がコイ、フナ等の産卵に多大なダメージを与える。これを軽減するためには、6~12時間かけてゆるやかに水位を低下させる必要がある。また、O.P5.5mを越えるような水位変化の頻度もあげなければならない。

今後、淀川他地区での水位変動と洗堰流量の関係についても同様に検討するために、河川管理者には断面図や水位などの資料を提供して頂きたい。

・村上委員からの情報提供(霞ヶ浦における水位操作見直しによる湖岸植生帯保全の事例)

霞ヶ浦では、過去の植生のデータを時系列にまとめて比較・検討がなされた。淀川流域においても、まず何のために水位操作を見直すのかを決定したうえで、その過去のデータを収集して比較・検討する必要がある。

・西野委員からの情報提供(琵琶湖の底質変化および底生動物変化について)

1969年と1995年を比較すると、全体として底質の細粒化が進み、底生動物にも大きな影響を与えている。その主たる原因はダムによる土砂供給阻害や湖岸堤の整備が考えられるが、特定するには到っていない。

・谷田委員からの情報提供(ダムが河川の連続性に与える影響)

移動障害、低温排水、水位変動・ハイドロピーキング、藻類異常繁殖等の影響があげられる。また、ダム貯水池の水位変動域にはまったく植生が成長しない裸地が形成されるが、琵琶湖の水位操作によって同様のことが起こるとすれば、大きな問題である。

河川管理者からの情報提供

河川管理者より、洗堰・ダムにおける水位操作の状況に関連して、以下の資料が提供され、説明が行われた。

- ・淀川大堰の水位調節によるわんどの環境改善(平成12年~14年)について
- ・ダム貯水池水位とダム流入量・放流量の比較(一庫ダム、青蓮寺ダム)
- ・琵琶湖の沈水植物調査について
- ・ダムの堆砂、琵琶湖、日吉ダムと下流河川水位、各河川における水位変化について

次回以降のスケジュール

第5回WGを8/23(金)14:30~17:30に開催する。

<予定している内容>

- ・これまでのWGで収集したデータや資料についての意見交換
- ・堰やダムによる水位操作の問題点・影響・効果を、ダムの上下流 琵琶湖の上下流 淀川大堰の上下流にわけて、それぞれ整理・検討を行う。

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2002年8月23日(金) 14:30~18:15

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室 D

参加者数：委員6名 河川管理者15名 委員傍聴者1名

検討内容および決定事項

意見交換

これまでに収集した水位管理に関するデータや資料について、主に下記の意見が出された。

洗堰による水位操作について

- ・ 下流への影響を考慮した場合、砂州の水位低下速度に影響を与える堰の閉め方に配慮が必要。
- ・ 琵琶湖の水位を考慮した場合、6月15日に必ず-20cmにするとということに問題がある。固定的な運用を変えることを検討する時期に来ているのではないか。また、急激に水位を下げることの影響を考えるべき。
- ・ 浜欠けについては、水位が低い方が好ましいことは事実であるが、水位操作が与えている影響は少ないと考えられる。
- ・ 琵琶湖と淀川で相反する事項が出てくる。それを検討する必要がある。
- ・ 洗堰の影響で下流に本来の水量が流れていないのであれば、下流の生態のために水を流す操作が有り得るのか検討すべき。

水位操作全般について

- ・ 生物にとって水位の急低下は問題があると感じる。水位上昇にはある程度耐えられる。
- ・ 産卵期など生物にとってクリティカルな時期をどうクリアするか、という視点で考えるべき。
- ・ 何らかの変更を行った場合、その影響をモニタリングし、フィードバックする仕組みが必要。
- ・ 例えば琵琶湖では水位操作に加えて湖岸堤の整備による水辺移行帯の喪失など他の要因も重なって生物に大きな影響を与えている。要因を仕分けする必要がある。
- ・ 目標をどこに置くのか、を検討する必要がある。

委員からの情報提供

西野委員より資料2-1「琵琶湖の水位低下と生物」、資料2-2「水位操作規則変更が琵琶湖の生態系、とくに魚類および底生動物に与えた影響について」について説明が行われた。

河川管理者からの情報提供

河川管理者より、以下の事項について説明および資料提供が行われた。

高浜(樟葉)地点の日水位、琵琶湖水位、洗堰放流量の経年変化のH4前後での比較/瀬田川流下能力の変遷と琵琶湖水位について/淀川の生態系の豊かな地域の航空写真と横断面図/洗堰操作規則(規則を変更する際の手続き)/ダム貯水池における選択(表面)取水設備の効果について/ヨシ刈りの実態とその是非について/近畿地方整備局管内ダム貯水状況

次回以降のスケジュール

- ・ 第14回委員会(9/12開催)に水位管理WGのメモを提出する必要がある。メーリングリストを通じて意見交換を行い、最終的にリーダーがとりまとめる。
- ・ 次回WGは第14回委員会後に実施する。開催日については調整を行った上で決定する。

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時: 2002年9月13日(金) 16:00~20:30

場 所: ぱ・る・るプラザ京都 5階会議室B

参加者数: 委員4名 河川管理者11名

検討内容および決定事項

意見交換

最終提言作業部会へむけて、水位管理WGのとりまとめ方針について、以下のことが確認された。

琵琶湖の水位操作について

- ・ 水位操作の変更をするには(変更によるデメリットを上回るだけの)メリットを示すべき。
- ・ 生態系改善のための確度の高い予測を行うため、-20cmへ下げる水位操作を現在の6月15日から弾力的に後ろにずらした場合のシミュレーション(平成4年以降)を河川管理者より提供頂きたい。それをもとに湖岸の浸水面積を算出し、産卵行動への影響を分析する。
- ・ 琵琶湖の生態系の回復には、圃場整備、内湖の減少、湖岸堤の存在、外来種などに対するいろいろな方策を組み合わせて考えていくことが必要。水位管理もその中の1つとして改善の方向を考えていくべき。
- ・ 具体的な水位操作、変更による影響は、実際に試行してみなければわからない。手順は1~2年程度かけて生態系の基礎データ収集 それに基づくシミュレーションの実施と科学的な根拠の提示 試行の実施 モニタリング、改善。

ダムと下流について

- ・ 水位にだけ限定してダムを議論するのではなく、ダムの存在そのものによる問題点(アオコの発生等)を指摘していくべきでは。
- ・ ダムの影響としては、生物の移動経路の分断、土砂供給の遮断、があげられる。
- ・ 具体的なデータをもとに、状況の異なる個別のダムについての検討が必要。ダム下流をどういう川にしていくかで課題も異なる。
- ・ 水需要WG、ダムWG等と重なる部分多い。WG間の意見交換や合同WGなども必要では。

淀川大堰の操作について

- ・ 大阪湾全体を考えた場合に、堰下流の生態系の保全は必要か? 潮の干満が堰で止められている現状では水の動きがないため、夏期に堰下流の底付近が頻繁に無酸素になり、その度に底生動物群集はごく一部の種を除いて死滅している可能性がある。現在生息している底生動物は、大阪湾の別の場所から浮遊幼生が移動、定着したのかも知れない。もしそうだとしたら、他の場所(幼生の場所)を保全した方が意味があるのでは。
- ・ 堰上流への影響(水位低下によるワンドの水抜き、間隙水の入れかえは可能か等)

河川管理者からの情報提供

河川管理者より、以下の事項について情報提供が行われ、それをもとに意見交換が行われた。

ダム貯水池の運用状況/琵琶湖の湿地面積データ、内湖の減少の推移、琵琶湖水位低下にともなうリター上水域の減少量と干陸面積の水深別算出結果/淀川大堰の放流実態と大堰下流汽水域における塩水分布状況と生物相、湧水による生物への影響、維持流量と生態系の関係/汽水域の現状と課題

次回以降のスケジュール

- ・ 次回WGは10/2開催。ダムと下流の問題、および淀川大堰と下流について検討する。
- ・ メールを通じて意見交換を行い、次回WGで最終提言作業部会(10/10開催)への報告をとりまとめる。報告の内容については、問題点の抽出、解決のための方向性を示すこととし、結論のでていない部分については、検討のために必要なデータ、調査・試行の必要性等について記述する。

以上

このお知らせは委員の皆様主に決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2002年8月29日(木) 14:00～17:20
 場 所：ぱ・る・るプラザ京都 4階会議室5
 参加者数：委員8名 河川管理者19名 委員傍聴者2名

1 検討内容および決定事項

検討の前提、フレーム等について

- ・ダムWGでは主としてダムの一般的な事項について議論を行い、個別のダムについては、ケーススタディ的に取り上げる。現在淀川水系で計画中の4つのダム(川上ダム、大戸川ダム、丹生ダム、余野川ダム)や天ヶ瀬ダムの再開発事業など、個別のダム事業についてどこまで踏み込むかは、議論を進めながら考える。

フリーディスカッション

各委員および河川管理者が、これまでの流域委員会での議論を踏まえて、ダムの問題に関する意見や、このWGに期待することなどを個人の意見として話した。

<委員の主な意見>

- ・ダムについては、環境の問題だけではなく、住民不在の開発等の問題もこれからの検討が必要。
- ・4つのダムを前提としてそれぞれにどのような問題があるか議論すべき。
- ・従来型のダムの、アオコや淡水赤潮、魚の冷水病、流砂の遮断等の問題に対応できるような新しい技術を考えるべき。
- ・ダムがなければ、今の便利な生活が成り立たないのも事実。
- ・森林の水源涵養機能の限界、雨量予測の不確実性、地球温暖化と変動性、日本の将来の産業構造の行方も含めて、水需給を考えるべき。さらに土砂のコントロール技術の検討も必要。
- ・ダムを個別に検討するだけでなく、流域全体で考えるべき。

<河川管理者の主な意見>

- ・委員会や部会の席ではダムについて十分に説明できる機会がなかった。WGでは、ダムの効能や代替案の可能性等について、正確な資料をもとにじっくり説明を行いたい。
- ・ダムの効果・役割について、委員や流域住民に理解してもらうことが最重要だと考えている。
- ・壊滅的被害の回避という、治水の理念転換の中でダムをどう位置づけるのか。

今後の予定について

- ・第2回ダムWGは、9月19日(木)16:00～19:00に行う。淀川水系の既存のダムおよび計画中のダムについて河川管理者より説明を聞く。河川管理者には以下の資料を準備して頂く。
 - a. 既存および計画中のダムに関する資料(事業目的、ダムの概要、問題点等を明記)
 - b. 丹生ダムについてのより詳しい資料(ケーススタディとして取り上げるため)
 - c. 農水系ダムや府県が管理するダムも含めて流域の全てのダムを一枚の地図に示したもの。
- ・庶務は、これまでに河川管理者より提出されたダムに関する資料を整理し、事前に委員に送る。
- ・第3回ダムWGは10月6日(日)14:00～21:00に行う。
- ・10月中旬～下旬までに第4回WGを開催する。

以上

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。

開催日時：2002年9月11日(水)14:00～16:15

場 所：ぱ・る・るプラザ京都6階 会議室6

参加者数：委員7名

1 検討内容および決定事項

一般意見聴取WGの体制について

- ・リーダーは、三田村委員、サブリーダーは、塚本委員とする。
- ・河川管理者には、議論のプロセスを理解してもらうことと、これまでの取組みなどについて伺うケースが予想されることから、毎回出席を要請する。
- ・議論を円滑に進めるため、メーリングリストを利用する。
- ・WGは、今後、3回開催予定。最後のWGで最終提言(一般意見)のWG案を確定させ、10月24日に予定される第4回最終提言作業部会に提出する。

今後のWGの進め方について

- ・関係住民の意見の反映の方法だけでなく、あり方について、幅広く検討する。
- ・流域委員会における、一般意見に関係するこれまでの活動を整理し、評価した上で、課題などを抽出する。
- ・住民意見聴取に関する問題について、WGメンバーがヒヤリングに出て行く事も検討する。このことは、委員会にて承認いただくようお願いする。
- ・これまでに寄せられた一般意見に対する流域委員会としての対応、及び「関係住民の意見反映方法の提言」をより良いものとするための試行的活動については、引き続き検討する。

フリーディスカッション

- ・淀川水系における住民意見聴取については、海外の事例を参考にするだけでなく、淀川らしい住民参加のあり方を検討すべきだ。
- ・住民意見反映のあり方については、手法の議論に留まらず、河川管理者と住民との関係まで含めて包括的な議論が必要だ。
- ・河川整備計画は、長期のスパンで検討されるべきであり、特に若い世代の意見を取り入れる手法を検討すべきである。
- ・住民の意見を無視して委員の専門的な議論だけで話を進めていくのはよくない。住民の意見はしっかり聞くべきだ。

2 次回のスケジュール

- ・委員のスケジュールを調整し、決定する。

以上

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2002年9月12日（木） 16:50～18:00（委員会終了後）

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 会議室5

参加者数：委員6名

1 検討内容および決定事項

最終提言の作成方針について

体制等について

- ・ 今本委員にリーダーに就任頂くことが確認された。
- ・ WGリーダーが作業部会を欠席する場合は、WGメンバーから代理をたてて出席して頂く。
- ・ 計画アセスメントや住民意見聴取など計画策定、推進に関して専門性の高い山村委員に、作業部会メンバーとして参加頂くようお願いする。

今後の進め方について

今本リーダーより以下の事項が提案され、了承された。

- ・ スケジュール的に迅速なやりとりが必要であるため、作業部会メンバーのメーリングリストを作成し、メールでの意見交換を活発に行いながら進める。
- ・ 最終提言とりまとめに対して随時各委員から意見を頂けるよう、作業部会の内容は全委員に発信していく。
- ・ とりまとめ案作成に関しては、庶務が中間とりまとめや今までに出された意見をもとにたたき台を作成し、章ごとの担当主査がチェックしていく。作業部会メンバー以外にも主査を依頼することを予定する（WGでの検討部分はWGメンバーにも担当頂く）。

次回作業部会に向けた作業

- ・ 最終提言目次案（第14回委員会資料2-2）の構成について、項目のたて方、内容の分類、新たに追加すべき項目、などを再検討する。担当者は寺田委員、榎屋委員とし、山村委員にも支援をお願いする。
- ・ 庶務は順次、可能な部分のとりまとめをしてたたき台を作成し、作業部会に提出する。

「中間とりまとめへの一般からのご意見」の反映について

- ・ 「中間とりまとめ」に対して寄せられている多くの一般意見については、最終提言とりまとめに際して作業部会等で出来るだけ検討する。
- ・ 相反する意見もあり、全てを反映することは難しい。また、寄せられた意見の取り扱いは必ずしも数の多少には左右されない。

今後のスケジュール

- ・ 次回作業部会（9/28）では全体の目次構成を検討し、各章の主査を決定する。
- ・ 10/10の作業部会にて、WGでの検討を反映させて提言の最終案を検討できるよう、9月末までにWG結果を報告頂く。

以上

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

第 17 回琵琶湖部会（2002.8.8 開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002年8月8日（木） 13：30～16：50

場 所：ホテルニューオウミ 2階 おうみの間

参加者数：委員 11名、河川管理者 13名、一般傍聴者 79名

1. 決定事項

今後の部会スケジュールについて

- ・第 18 回部会を 10 / 3(木)、第 19 回部会を 11 / 9(土)、第 20 回部会を 12 / 14(土)に開催する。

部会の論点別検討班（WG）について

- ・一般意見聴取・反映を考える検討班のメンバーは、三田村委員、嘉田委員、村上委員、仁連委員の 4 名とする。
- ・最終提言に向けて文章を調整、推敲する検討班を設置する。メンバーは 2 名程度とし、1 名は中村委員、もう 1 名は中村委員の指名により決定する。
- ・その他の検討班設置に関して、水質については中村委員と宗宮委員で必要性を検討する。生態系の回復機能に関しては、西野委員を中心に、小林委員、倉田委員、村上委員で協力して既存の情報を収集する。

委員会のWGについて

- ・委員会WGメンバーへの部会委員の推薦は資料 5 - 1 のとおり了承された。
- ・ダムWGに対し、ダムが下流の琵琶湖に与える影響についても検討していただくよう要請する。

一般意見聴取および現地調査について

- ・一般意見聴取については検討班が、現地調査については提案者が主体となって計画し実施する。なお、中間とりまとめに対して寄せられた意見への対応についても検討班にて検討する。

2. 審議の概要

第 13 回委員会の報告

資料 1-3「今後の流域委員会の進め方について」をもとに説明が行われた。

委員会ワーキンググループ(WG)についての情報共有

・水需要管理WG：寺川委員および河川管理者より説明が行われ、意見交換が行われた。

- ・水位管理WG：西野委員より説明が行われ、意見交換が行われた後、河川管理者より資料 2 - 2「水位管理WG報告概要」を用いてWGで報告された琵琶湖の水位に関する各シミュレーションの結果等の説明が行われた。

中村委員からの情報提供

資料 3「北湖湖内環境の変化をめぐる最近の知見から人為水文システムをどう考えるか」を用いて、琵琶湖の湖底の変化をはじめとした説明が行われ、意見交換

が行われた。

河川整備計画原案作成にあたっての河川管理者からの情報提供と意見交換
資料 4「琵琶湖周辺の治水対策の現状」を用いて、琵琶湖総合開発などの治水対策の歴史的経緯、洗堰操作の現状等についての説明が行われ、意見交換が行われた。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名から、西の湖の問題点と対策及びヨシ帯造成事業に関する発言があった。

今後の琵琶湖部会の進め方について

資料 5 - 1「今後の琵琶湖部会の進め方について」をもとに、WG、一般意見聴取反映の試行、現地視察等についての案が示され、「1. 決定事項」の通り決定された。

3．主な報告と意見

委員会ワーキンググループについての情報共有

< 水需要管理WGの情報共有 >

寺川委員と河川管理者より、資料 2-1「委員会WG、結果概要、結果報告」を用いて水需要管理WGの経過について報告が行われた。

(意見交換)

- ・水需要管理の実現には、実際に水を使っている個人の考え方や利水事業者による水需要管理の取り組みが大きく関係してくる。特に、管理によって一定の制約がかかる利水事業者に話を聴くことが重要ではないか。(委員)

ワーキンググループとして利水事業者の意見を聴きたいという要望があるなら、利水事業者が同席してくれるかはわからないが、お願いすることも可能だと思う。(河川管理者)

新しい河川法によって、新たに「環境」が加えられ、「環境」を保全していくために水需要を抑制してくことが社会的な要請となってきた。この背景を利水事業者などに説明し、納得してもらったうえで話を聴くべきだろう。(委員)

< 水位管理WGの情報共有 >

西野委員より、水位管理WGの経過について報告が行われた。また河川管理者からは資料 2-2「水位管理WG報告概要：琵琶湖工事事務所からの提供資料」をもとに、瀬田川洗堰操作と琵琶湖の水位変動、自然に近い水位変動を行った場合のシミュレーションなどについての説明があった。

(意見交換)

- ・ワーキンググループでは、初夏の低水位操作がコイ・フナ等の魚の産卵活動に影響を与えていると議論されているが、それを傍証するだけのデータが十分に集められていない。より多くの情報が必要である。(委員)

生態系の変化に関するデータはいろいろあるが、変化の要因が湖岸堤整備や

水位操作等々、多岐に渡っているため、水位操作との関連を示すのは非常に難しい。(委員)

中村委員からの情報提供

資料 3-1「北湖湖内環境の変化をめぐる最近の知見から人為水文システムをどう考えるか」を用いて、情報提供が行われた。

[説明要旨]

流域委員会として、直轄事業と北湖の湖内環境問題をどう考えていくべきなのか。これまでに提出されている様々な分野のデータを合わせて解釈してみた。

最近の知見

水温と溶存酸素、リンの溶出をめぐる見解

- ・窒素濃度、COD は増加傾向にある。また、積雪量の減少により、湖底への酸素供給量が減少。湖底の水温は微増。

湖底生態系の変化、沿岸部の変化

- ・69年と95年の比較調査の結果、底質は泥が増え、砂が減少。
- ・カワニナ タニシ、シジミ類 タテボシガイといった種の交代が起きている。

北湖と塩津湾の水質の関係

- ・湖北の循環型の農業用水システム(琵琶湖 余呉湖 余呉川 琵琶湖)によって発生した農業排水が塩津湾の環流と内部波によって北湖全体に行き渡り、アオコ等の水質汚染が進行している可能性がある等、人為的システムが北湖の環境に大きな影響を与えている。

新たな人為的改変の影響検討の必要性

長期的懸念材料は少なくない

- ・流入有機物量の増加、融雪水によって供給される溶存酸素量減少の懸念
- ・結果的に北湖の汚染がかなり深刻になる懸念

上記の「最近の知見」だけでは判断できない

- ・知見が断片的かつそれぞれの関連性が不明で、特定の事業を想定して検討したものではない
- ・1つの事象だけを単独に判断するのは非常に難しい
- ・ダム湖の場合、長期的環境変化との関連性の評価が必要

検討上の課題

- ・湖内環境の変化は複合的に起こる
- ・長期的・不可逆的な影響について「予防原則」の適用
- ・巨大な人為的システムが自然の湖に関わっているというのは、世界的に類を見ない例ではないか

(意見交換)

- ・琵琶湖の生態系と周辺環境は大きな変化を遂げており、水位操作が在来の生物の個体群減少にとどめを刺しているという部分大きい。ダムについても、全体のシステムの中で捉え、水位操作と同様のことにならないように留意してほしい。

- ・水質の問題は、利水サイドで見るか、生態系サイドで見るか、どのようなタイムスパンで考えるかによって異なってくる。また、水質や生態系の変化の理由がわからない段階で、水位操作の影響について質問されても答えようがない。
- ・北湖の深層水温が平均2℃上昇しているということだったが、これと琵琶湖の水位変動、例えば洗堰の放流とは何か関係があるのか。(河川管理者)
 - 水位変動が深層水温に与える長期的・短期的な影響については、わかっていない。むしろ、ダムの影響を検討しなければならない。そのためには、目的にそったデータを集めてシミュレーションを行い、モニタリングをしていく必要があるだろう。(委員)
 - 直轄事業の特定のダムだけの調査ではなく、特別なプロジェクトを立ち上げて、流域のシステム全体を考慮した検討が必要である。(委員)
 - 以前に実施した類似の実験では、出方(放流)よりも、入れ方(流入)の影響の方が大きかった。(委員)

河川整備計画原案作成にあたっての河川管理者からの情報提供と意見交換

資料4「琵琶湖周辺の治水対策の現状」について、琵琶湖総合開発などの治水対策の歴史的経緯、洗堰操作の現状等の説明があり、その後、意見交換が行われた。

[説明要旨]

1) 現在の治水対策(洗堰操作)

- ・琵琶湖総合開発事業で合意された洗堰操作は、琵琶湖と淀川の水位上昇の時差を利用して、つまり、淀川の流量がピークになる時には琵琶湖の水位はさほど上昇していないので、洗堰からの放流量を制限し、淀川の流下を優先する。その後、琵琶湖の水位が上昇する頃には、淀川の流量が減り始めているので、洗堰を全開にして放流量を増やすことで琵琶湖の水位を下げている。

2) これからの治水の基本的考え方

- ・流域委員会は、壊滅的被害の回避(破堤回避対策)を最優先とすることを基本的な考え方としている。破堤を回避するためには全川での堤防強化が必要だが、完成には相当の年月を要するので、それまでは下流の危険が高まるような上流の浸水被害軽減対策(例:狭窄部の開削、堤防をかさ上げ)は行わない。
- ・琵琶湖沿岸では、破堤による壊滅的被害は起こらないと考えられるが、浸水により家屋などの資産の損失等の被害は可能な限り少なくしなければならない。しかし、流域委員会の治水理念の転換に従えば、下流部の破堤回避対策が完成しないうちは、瀬田川洗堰の全閉操作停止や瀬田川狭窄部開削等の浸水被害の軽減対策を行うことはできない。
- ・よって、浸水被害の軽減対策としては、瀬田川洗堰の全閉操作は続けつつ、後期放流能力の増大を図る(下流における無害流量までは狭窄部の開削を行う)方法が考えられる。

(意見交換)

- ・浜欠け(湖岸侵食)についても、河川管理者は対策を考え、今後の対策・検

討方向を示す必要がある。(委員)

- ・今回の説明はまさに「治水対策の現状」であり、利水や環境を考慮したうえで「今後の治水対策」ではなかった。河川整備計画原案では、流域委員会の考え方にのっとして、治水、利水、環境をそれぞれ十分に勘案したうえで、主に治水対策を考えた場合にはどうなるかを示して頂きたい。(部会長)

一般傍聴者との質疑応答

- ・西の湖(近江八幡市)での真珠養殖が、水温上昇による藻の繁茂によって、危機的な状況にある。同じく真珠養殖を行う守山市や草津市、堅田内湖でもこれに近い状況となっている。他の貝類の生態も気がかりだ。一日も早い対策を。(一般傍聴者)
- ・滋賀県による現在のヨシ帯造成事業は良くない。1haあたりの造成費用12億円のうち、実際にヨシを植えるための費用は2、3億円で、残りは堰堤や離岸堤整備に使われている。景観を画一化するこのような事業は続けるべきではない。ヨシ帯造成の必要性は認めるが、事業の進め方の根本的な見直しが必要だ。(一般傍聴者)

この流域委員会は、琵琶湖全体の河川管理計画に関する中期的、長期的な課題に対する議論を行う場であって、急を要する問題の議論は、あくまでも参考意見としてお聴きするにとどめるということになっている。いずれも中長期的な問題を考える際の参考意見として考えさせて頂くが、流域委員会では対応できないので、関係者は各担当行政に言って頂きたい。(部会長)

発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

第 17 回淀川部会(2002.7.31 開催) 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年7月31日(水) 13:30～16:45

場 所：大阪会館 Aホール

参加者数：委員 16 名(うち 1 名は部会長の要請により参加)、河川管理者 20 名、委員傍聴者 1 名、一般傍聴者 144 名

1 決定事項

- ・淀川部会としての現地対話集会を、8月28日(水)、9月7日(土)、9月20日(金)に開催する。
- ・次回第18回淀川部会は、9月24日(火)13:30～16:30に開催する。第14回委員会(9/12)に提出される最終提言の素案をもとに、第15回委員会(10/24)に向けて、淀川部会としての提案内容を検討する予定。

2 審議の概要

委員会およびWGからの報告

資料1-1「委員会および他部会の状況」、資料1-3「今後の流域委員会の進め方について」をもとに、前回部会以降に開催された委員会や他の部会、委員会WGについて説明が行われ、流域委員会としての最終アウトプットや検討スケジュール、委員会と部会の役割分担について確認された。

今後の淀川部会の進め方について

資料2-1「今後の淀川部会の進め方について」を用いて、最終提言や原案審議に向けた部会の作業スケジュールが説明された。

河川管理者との意見交換

資料3「木津川筋の治水の考え方について」を用いて、河川管理者より説明が行われ、委員と河川管理者の間で、壊滅的被害の考え方や治水対策の優先度を中心とした意見交換が行われた。

一般意見聴取の会(現地対話集会)について

資料4「淀川部会による現地対話集会(案)」のとおり、第1回(洪水防御、防災)を八幡市、第2回(高水敷利用及び環境・水質・生態系)を枚方市、第3回(水需要管理)を京都市で開催することが了承された。開催日は上記「1.決定事項」のとおり。

また、現地でじかに対話する機会を設けて欲しいという木津川流域の首長等の要望が、河川管理者より伝えられた。

一般からの意見聴取

一般傍聴者3名から「現地対話集会の招聘予定者に偏りがみられる」「河川レンジャーの考え方に賛成」などの発言がなされた。

3. 主な意見

<河川管理者からの説明と意見交換>

河川管理者より、資料3「木津川筋の治水の考え方(たたき台)」を用いて説明と問題提起が行われ、壊滅的被害の考え方や治水対策の優先度を中心とした意見交換が行われた。

[河川管理者からの説明要旨:木津川筋の治水の考え方]

中間とりまとめの共通認識

- ・壊滅的被害の回避を最優先 破堤回避対策の実施が必要
- ・浸水頻度の軽減 浸水頻度の高い場所には被害の軽減対策が必要
- ・上下流のバランス 上流部の狭窄部を開削するのは避けるべきだが、下流部の流下能力や破堤対策を考慮した上で、トンネル等の対策は考えられる。
- ・壊滅的な被害の防止を優先するために、破堤回避対策（堤防強化）の実施が必要となるが、完成までには膨大な時間とコストがかかる。一方で、越水による浸水被害の頻度の高い地域では、浸水の軽減対策も実施していく必要がある。

破堤被害と越水被害の比較（木津川上流部 上野盆地）

昭和 28 年 9 月洪水のデータをもとに、上野盆地付近の破堤による被害と、越水による浸水被害の想定を行った結果、次のようになった。

- ・破堤を想定した被害（堤防強化前）の想定は、[浸水面積 184ha 最大浸水深 約 3.5m 指定水位から浸水発生まで 20 分間] となった。
- ・越水を想定した被害（堤防強化後 + 遊水地完成）の想定は、[浸水面積 170ha 最大浸水深 約 3.0m 指定水位から浸水発生まで 60 分間] となった。
- ・結果として、破堤による被害と越水による被害の差は、[最大浸水深の軽減（3.5m 3.0m） 指定水位から浸水発生までの時間の増加（20 分間 60 分間）] となった。

2 つの考え方：優先すべきは破堤対策か、浸水対策か？

この委員会では、高い堤防が一気に破堤して発生する被害を「壊滅的被害」としてきた。これに対して、河川管理者の中で 2 つの考え方がある。

- A：上野盆地の浸水被害想定を見る限り、堤防強化後の越水被害も十分に「壊滅的被害」である。よって、堤防強化による壊滅的被害の回避と同列に、浸水被害を軽減する対策（河川改修やダム）も実施していくべきではないか。
- B：下流部において、破堤による「壊滅的被害」を受ける危険性の高いところがたくさんある。まずは下流部の破堤対策を優先すべきではないか。

[河川管理者との意見交換]

「壊滅的被害」とは？

「壊滅的被害」かどうかの判断基準は浸水深なのか、人命なのか、住民が避難できる時間的余裕の有無によるのか。(河川管理者)

「壊滅的被害」をはっきりと定義するのは難しい。人的被害の多少によって「壊滅」かどうかを区別するのはやめたい。また、浸水深による区別は地上では妥当かもしれないが、地下街のことを考えれば適当とは思えない。やはり、被害額、或いは被害が社会へ及ぼす影響等によって判断されるのではないか。(委員)

被害の原因には都市計画も含めて、堤内地で暮らす人や街の防御の仕方によるものもあり、壊滅的かどうかを考える際には参考とすべき。

「壊滅的被害」を考えるとときには、被害からの回復力や復元力も考慮しなければならない。(委員)

破堤による氾濫水のエネルギーや時間的余裕のなさが「壊滅的被害」をもたらす。越水による浸水被害については、避難のための時間的余裕があるため、相応の対策はとれるだろう。(委員)

そもそも、「壊滅的被害」という言葉だけを取り出して考えれば、深い浸水被害が「壊滅的被害」になってしまうのは当然だ。流域委員会で議論してきたことはそうではなく、高い堤防が一気に切れて氾濫水があふれ出し、街を襲って家屋を破壊し、人命を奪ってしまう、そんな被害が「壊滅的被害」ではなかったか。(河川管理者)

治水の理念転換についての共通認識を

流域委員会が掲げている「破堤による壊滅的被害の回避を優先する」という治水理念の転換について、委員、河川管理者、住民が納得のいくまで議論をするべきだ。(河川管理者)

流域委員会での議論の原点は「水害の輪廻」からの脱却だった。これまでの河川整備は、浸水被害が発生する度に堤防を高くし、洪水を河道に封じ込めるということは何度も繰り返してきた。今後も同じことを繰り返すのか。この「水害の輪廻」から脱却するために、破堤回避対策の優先という理念が生まれてきた。これが流域委員会の基本的な考え方だ。(委員)

三川合流の下流部については、超過洪水を防ぐためにスーパー堤防事業が進められてきた。つまり、従来から破堤回避による「壊滅的被害」対策を行ってきたということだ。流域委員会ではそこから一歩進んで、時間的・技術的・財政的制約の中で、具体的にどういった手法でどこの区間をどう整備するのかを議論すべきだ。(河川管理者：府県)

反論だが、従来は目標降雨を決めて整備をしてきた。スーパー堤防はそのプラスアルファとして、資産の集中している地域の破堤対策として実施されてきた。これに対して流域委員会では、どの堤防においても破堤による「壊滅的被害」を回避することを基本に、浸水頻度の高い地域については対策を実施している。従来の治水の考え方とは全く違っている。(河川管理者)

従来の河川改修は、下流から上流に向かって整備が行われてきた。しかし、堤防補強を主眼に据えた今後の治水整備は、被害規模を勘案しながら整備を進め

ていく必要があるだろう。そういった意味においても、治水理念の転換がうたわれている。(委員)

多くの住民は「堤防は切れない」と思っている。だからこそ、堤防直下に家を建て、地下街もつくってきた。しかし実態は、東海豪雨レベルの降雨があれば、複数地点で確実に破堤する。河川管理者はこの事実を公表し、堤防強化を最優先で行う。それと同時に、リスク分散の観点から、土地利用や街づくりを住民とともに協力して行っていく。これが流域委員会の議論だったと思っている。

もちろん、浸水頻度の高い地域を放っておいてよいわけではないが、基本的な考え方として、堤防補強と地域による治水対策の実施が今後の治水対策の大きな流れではないか。その中で今、浸水頻度の高い地域をどう判断するか、流域委員会や行政がぎりぎりのところで悩んでいる状況だと思っている。(河川管理者)

堤防をつくるとしても、たんに従来通りの考え方・工法では環境への配慮が欠けるなど同じ過ちを繰り返すだけだ。越水を考慮した破堤しにくい堤防をぜひ考えて頂きたい。(委員)

下流の破堤対策と上流の浸水対策のバランスについて

「破堤か、越水か」というシンプルな選択については、破堤対策の優先を異論なく支持できる。しかし、これに上下流問題が絡んで「上流の浸水対策か、下流の破堤対策か」という選択になった時、河川管理者の中で意見に違いが生まれてくる。(河川管理者)

破堤と越水では被害が違う。確かにその通りであり、破堤対策の優先にも基本的には異論はない。問題はその後、上流の浸水被害を後回しにして、下流の破堤対策を完遂するために優先的に下流部に投資するのかどうか、という点にある。(河川管理者)

河川管理者の中で、「上下流のバランス」に関する解釈にズレが生じている。例えば、堤防強化をしたとしても、上野盆地の浸水被害は軽減できない。下流の危険度を鑑みれば、岩倉峡(狭窄部)の開削もできない。上下流ともバランスよく整備するのであれば、ダム等で上野盆地の浸水被害を軽減させる必要があるのではないか。(河川管理者)

これは個人的な意見になるが、下流部の危険度が増すような上流部の治水対策は、下流部で何らかの対応がなされるまでは控えるべきだろう。しかし、上流部の治水対策が下流部に影響を与えないならば、それは投資バランスの問題だろう。従って、下流の破堤対策を行う一方で、上流の浸水対策を実施することもあり得るのではないか。

琵琶湖と淀川は上流・下流の関係にあるが、琵琶湖においては下流のために洗堰の全閉全開操作を前提とした対処を行ってきた歴史的な経緯を踏まえ、浸水対策が必要だと思っている。(河川管理者)

滋賀県では、県が管理している河川 2200km のうち 1260km の改修が必要だと考えている。小規模の河川が多いこと、天井川が多いことを考慮すれば、やはり従来からの治水の考え方に従って、河道断面の確保が重要である。治水理念の転換を淀川水系の全域にわたって適用するのであれば、流域委員会は河川ごとの具体的な整備案を考えなければならないのではないか。(河川管理者：府県)

河川管理者間で意見の相違があるのは、理念の転換ではなく、地域の問題としての捉え方ではないか。下流だけを優先して他をやらないというわけには行かないのは当然である。(委員)

< 一般傍聴者との質疑応答 >

河川管理者から説明のあった上下流問題は、事務所間の投資額の問題ではないか。事務所間で指標(人数、資産、堤防延長比等)を決めて、配分すればよいのではないかと思う。(一般傍聴者)

「木津川の上流と下流の事務所で言い争っている」といった話ではない。上下流問題も絡んでいるが、破堤対策を優先するのか、浸水対策を優先するのか、根本的な話だと思っている。(河川管理者)

以上

※発言の詳細については、「議事録」をご覧ください。

開催日時：2002年8月28日（水）13：30～16：45

場 所：石清水八幡宮 青少年文化体育研修センター

参加者数：委員13名（うち1名は部会長の要請により参加）、招聘者4組（5名）

一般傍聴者88名

1 意見交換概要

淀川流域の自治体や消防団、住民の方々4組を招聘し、「中間とりまとめ」の治水関連について概要を報告後、20分ずつ「洪水防御・防災」をテーマとしたご意見をうかがい、委員との意見交換が行われた。

<意見発表者による主な発表内容>

- ・八幡市都市整備部次長 堀口文昭氏：市の主な災害履歴、水害に強いまちづくりなど
- ・八幡市消防団団長 藤本次郎氏：消防団の概要、昭和57年の台風10号による風水害での水防活動体験など
- ・上野市住民 木村公司氏：治水の上下流バランス、上野遊水地、川上ダム、岩倉峡の一部開削の必要性について
- ・上野市土木部部长 辻森孝重氏：水害に対する危機管理、上野遊水地計画を中心とした上野市の治水の歴史と現状など
- ・京都府防災監課長 栗田誠一郎氏：自主防災組織の重要性、治水対策への要望など

<主な意見>

- ・流域委員会の中間とりまとめでは「洪水は不可避で、行政や住民がそれぞれ役割分担を果たしていかなければならない」と提言している。行政は従来の都市計画や治水の考え方を変えていく必要があるのではないか。
- ・行政としては理念転換の必要を感じているが、日々の業務に追われてその発想が出てこない。ハザードマップの作成などソフト面の対応は検討したいが、堤防等のハード面については国にお願いしたい。
- ・当市では以前は農業に携わる人が多かったので、地元の人が消防団（水防団）活動に参加できた。しかし今はサラリーマン家庭、核家族が増えており、団員の高齢化も進み、人員の確保が難しくなっている。
- ・水害防御には、情報の的確な把握、自助・互助・公助による水防などが重要。しかし、洪水の最大の防御は破堤しないことが基本である。
- ・下流の浸水頻度は下がったが、上流は以前と同じで上下流のバランスが崩れている。ダムの整備、狭窄部の開削などの早期着工を。
- ・ダムや堤防など河川整備を進めたとしても、水害を完全に防ぎきれない。いつか安全になるだろうというのは幻想であり、安易に狭窄部の開削はすべきでない。
- ・20～30年後のことを考えた場合、治水に関して自治体や住民も受け身ではいけない。誰もが当事者意識を持つことが重要。

2 一般からの意見聴取

一般傍聴者から「名張川は、上流の青蓮寺ダム、名張市市街地での左岸工事などの整備はすすめられているが、市街地の右岸堤防は未整備。未整備箇所は早急に整備してほしい」との意見があった。

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2002年9月7日(土) 10:00～12:15

場所：ラポール枚方 4階大研修室

参加者数：委員14名(うち1名は部会長の要請により参加)、委員傍聴1名、
一般傍聴者100名

1 意見交換概要

庶務より「中間とりまとめ」の環境関連について概要を報告後、2人の意見発表者から各20分「環境・水質・生態系」をテーマとしたご意見をうかがい、委員との意見交換を行った。

<意見発表者による主な発表内容>

- ・木津川漁業協同組合組合長 前田伴之氏

木津川上流のダム建設による水質悪化および漁業不振の報告、木津川の浄化など漁協としての取り組み、ダムの選択取水装置設置の必要性など

- ・総合地球環境学研究所 田中拓弥氏

琵琶湖に流入する河川(鴨川、姉川、天野川)の上下流問題、用排水分離による上下流の水ネットワークの分断、上下流の住民の情報交換の必要性など

<主な意見>

- ・ダムにより中小洪水が減少し、高水敷に水がのらなくなり、見たこともない藻が石に付着するようになった。漁協では石を転がすなどしている。(発表者)
- ・既存のダムに選択取水装置の設置を望むが、コスト面で難しい。(発表者)
- ・木津川の漁業問題はダムからの水の流量不足だけでなく、流砂の遮断も一要因といえる。
- ・ダムに堆積した砂が川へ流れ込み、排砂によって全滅した漁場もある。(発表者)
- ・ダムが水を汚したのではなく、根本的には流域住民の生活が原因だ。
- ・農業用水は再利用されているので、上下流のネットワーク細分化はありえない。
- ・圃場整備の用排水分離は、水質汚染問題だけでなく、水路をコンクリートで三面張りにするなど生態系への配慮も抜け落ちている。
- ・鴨川では林道整備工事で赤土が流れこみ、アユの食糧の藻がなくなり、アユが大きく育たなくなったことがある。道路整備やダム工事、或いは農業などが、川にどのような影響を与えるかを調査する必要があるだろう。

2 一般からの意見聴取

一般傍聴者4名から「下流での水不足問題が聞かれる。河川管理者は地域全体の水の使い方を考えていかなければならない」「河川整備は自然を再生する方向で考えてほしい」「上流に木々を植えるなど、水を生む環境整備を考えてほしい」などの発言があった。

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2002年9月7日(土) 13:30～16:30

場 所：ラポール枚方 4階大研修室

参加者数：委員14名(うち1名は部会長の要請により参加)、委員傍聴1名、一般傍聴者145名

1 意見交換概要

庶務より「中間とりまとめ」の河川利用関連について概要を報告後、3人の意見発表者から各20分「高水敷利用」をテーマとしたご意見をうかがい、委員との意見交換を行った。

<意見発表者による主な発表内容>

- ・ 日本少年野球連盟 大阪北部大阪都島少年公式野球協会代表 小林恵二氏
グラウンドが、対岸(柴島)の工事の資料を保管するために使用できなくなった。工事が終わっても、また野球場として使いたい。子供たちの未来のために、自然環境とスポーツ利用が共存できるような環境づくりをお願いしたい。
- ・ 淀川ゴルフクラブ(日本ゴルフ場事業協会関西支部理事) 小味淵敦雄氏
都市部においてもレジャー空間は必要である。交通至便な所にあるゴルフ場は、車の運転ができないお年寄り、ジュニア、主婦等にとっては、非常に有益である。
- ・ 枚方市 理事 大橋謙一氏
これまでの河川整備は、施設広場地区を優先的に作られてきたが、まだ手付かずになっている場所も多い。野草地区や自然地区をどう作るかで川の表情は大きく変わる。自然とのふれあいを重視した川作りを期待したい。

<主な意見>

- ・ 工事終了後にグラウンドとして使えるようにするかどうかは、河川管理者が責任をもって決定することだが、流域委員会の中長期的な方針をもとに決定するつもりだ。(河川管理者)
- ・ 不特定多数の人が利用できる場所を、独占利用するのは問題がある。
- ・ 硬式野球という特殊な事情から、街中や学校のグラウンドではまず使用許可が下りない。河川敷が唯一の場所であり、是非使用させてほしい。(発表者)
- ・ 草野球ならともかく、河川敷で本格的な野球をやろうという考え方そのものに問題があると認識してほしい。
- ・ 子供達の事を考えると胸が痛むが、明日ではなく長期的にグラウンドを減らしていく方向だ。
- ・ 川がどうあるべきかという視点で語ってほしい。高水敷は、将来的に緩斜面にして水際を広げたい。その点、ゴルフ場やスポーツ施設はそぐわない。
- ・ 淀川河川敷ゴルフ場は、街に近く便利。逆に何故、淀川ではいけないのか。(発表者)
- ・ 都市行政と河川行政が手を取り合ってやっていくべき。

2 一般からの意見聴取

一般傍聴者4名から「これからの河川整備は自然環境の回復をめざすべき」、「河川敷は、都市部で連続して緑地が残る貴重な場所なので大切に保護してほしい」、「生物や野鳥の環境も大事だが、子供たちの環境についても考えてほしい」、「ゴルフ場は河川公園(野草地区)に含まれているのではないか」などの発言がなされた。

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

猪名川部会現地フィールドワーク結果概要

庶務作成

開催日時：2002年8月2日（金） 10:00～16:30

場 所：多田地区、妙見ケーブルのりば付近、余野川ダムサイト、水と緑の健康都市等

参加者数：委員5名、一般傍聴者1名

1 現地フィールドワークの概要

委員による現地視察

- ・ 多田地区の方々とともに、多田神社周辺の昭和35年の16号台風時の浸水状況、こんにやく橋（塩川と猪名川の合流地点）より下流部の整備状況、多田神社から猪名川に沿って東へ流れる「よみぞ」等を歩き、地域の状況や歴史的・文化的な背景などについて伺った。
- ・ 妙見ケーブルのりば付近の台場クヌギの里山的風景等を視察した。

地元（多田地区）の方等との意見交換

多田公民館にて、地元住民の方等と意見交換を行った。地元の方からの主な意見は下記の通り。

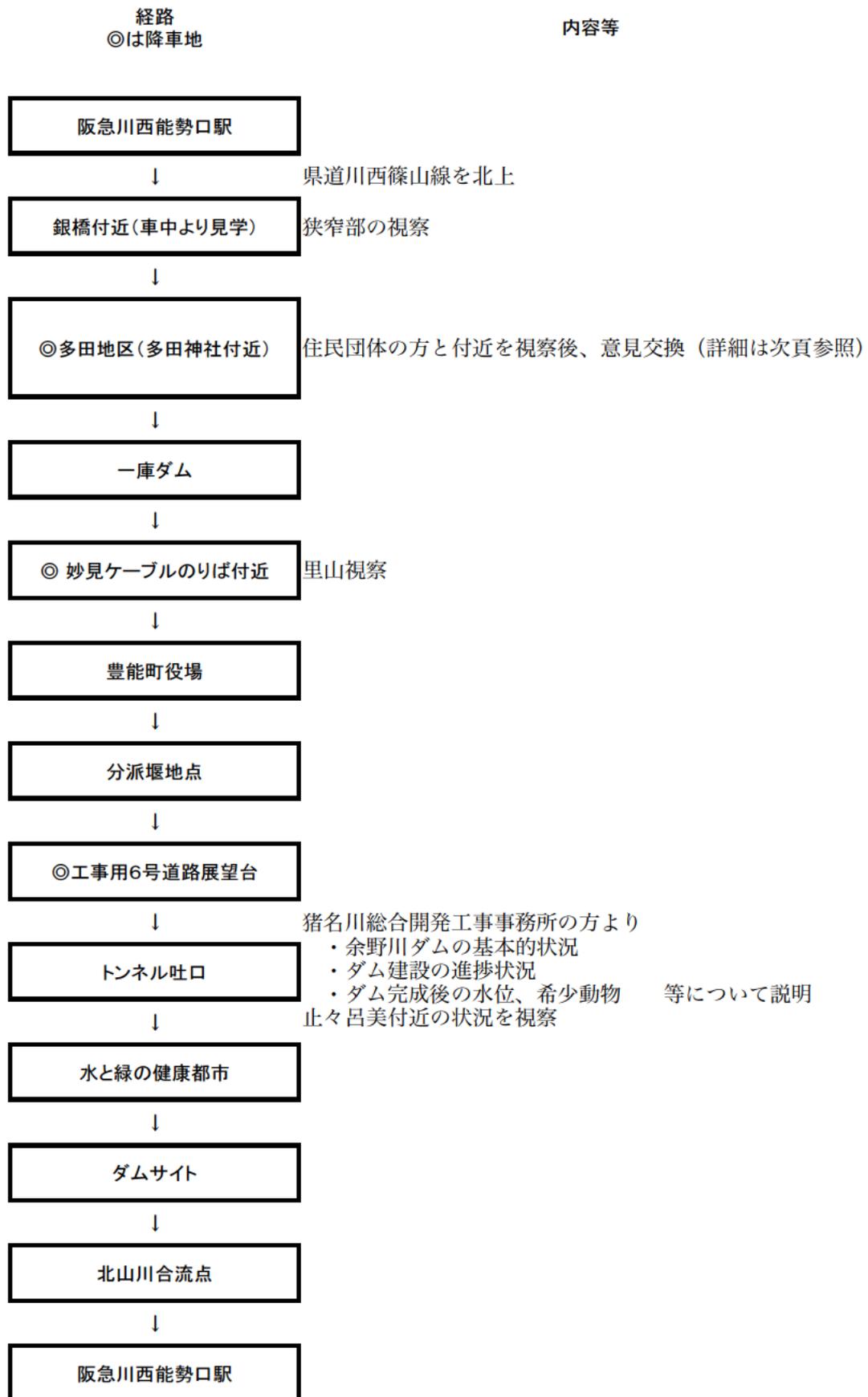
- ・ 銀橋周辺を開削すると、逆に下流の川西市役所周辺が浸水するのではないか。遊水池を作る等をすれば開削しなくてもよいのではないか。
- ・ 一部のみを考えるのではなく、全体的な治水を考えないといけない。また、歴史的・文化的な面も含めて対応策を考えるべきである。
- ・ 開削してほしいというニーズがあったようだが、それは一部の意見で、全体の総意ではないと思う。
- ・ 一般住民に適切な情報提供を行い、地域住民の意見を聴くようにすべきである。
- ・ 行政と市民が役割分担をしながら進めていく必要がある。
- ・ 住民に力がないというよりは、無関心な人がほとんどではないか。
- ・ 猪名川の水道水は汚いので飲まない。

河川管理者からの説明

余野川ダム建設予定地等にて、河川管理者より主に下記の説明を伺った。

- ・ 展望台より余野川ダムの予定地を視察し、ダムの堤防の高さ、水量等について説明を伺った。
- ・ トンネル吐口にて、導水トンネル完成後の流量および工事の状況等について説明を伺った。
- ・ 大阪府箕面整備事務所より、「水と緑の健康都市」の造成計画、オオタカの保全等について説明を伺った。

2 猪名川部会現地フィールドワーク行程



3 猪名川部会現地フィールドワークにおける地元住民の方々との意見交換概要

開催時間：11：30～13：00

場 所：多田公民館会議室

参加者：

委 員：米山部会長、畚野委員、細川委員、本多委員、松本委員

地 元 住 民：加藤仁哉氏（猪名川クラブ）、嶋崎真二氏（猪名川クラブ）、

渡辺節子氏（猪名川の景観を守る会）

一般傍聴者：西田圭一氏（NPOクリーンライフ21）

委員の推薦によりお越し頂いた地元住民の方々にご意見を伺い、委員と住民の方々との意見交換を行った。

河川整備全般について

- ・ 一部のみを考えるのではなく、総合的な治水を考えないといけない。また、歴史的・文化的な面も含めて対応策を考えるべきである。（地元）
- ・ 洪水時に子ども達が楽しんでいたという話が出ていたが、それは親がきちんとリスクマネジメントをしていたからだろう。洪水対策を個々ができる仕組みを作っていきたい。流域委員会でも河川レンジャー等の話が出ているが、理想論だけでなく、具体論をきちんと示さないと今までと同じことになってしまう。（委員）
- ・ 危険を知らずに引っ越してきた人達のために自然を破壊してしまう行動をとるべきなのか。（委員）
- ・ 大きなダムではなく、小さなため池をいくつか作り、巨大な構造物を作らないようにした方がよいのではないか。（委員）
- ・ 既に始まっている工事を中止するには、手順を踏まないといけない。例えば、余野川ダムは、流域委員会がノーと言え、やめることになるが、一旦建設が始まれば止めるのは難しい。（委員）
- ・ 中間とりまとめで提唱されている氾濫を前提として治水を行うのは仕方がないことだと思う。（地元）
- ・ 行政と市民が役割分担をしながら進めていく必要がある。（地元）

銀橋狭窄部の開削について

- ・ 地元の人達でも、銀橋を開削する計画があるのを知っている人が少ないのではないか。（地元）
- ・ 銀橋周辺を開削すると、逆に下流の川西市役所周辺が浸水するのではないか。遊水池を作る等をすれば開削しなくてもよいのではないか。（地元）
- ・ 多田地区の東側上流の池を開発によって埋めたことで、水が留まらなかった分が下流で浸水しているのではないか。猪名川本流の影響はむしろ小さいという感覚がある。銀橋を開削したからといって多田地区が浸からなくなるのかどうか、疑問を感じる。（地元）
- ・ 開削してほしいというニーズがあったようだが、それは一部の意見で、全体の総意ではないのではないか。今のニーズが開削せよ、と思っはいけないだろう。個別のニーズか総意かをきちんと確認すべき。（地元）

住民の意識・関心について

- ・ このような問題があることを議論する場が大切である。考え方は、世代や住まい（川のそ

- ばと離れている所)、居住年数等、人によってさまざまである。(地元)
- ・ どうやって住民のニーズをつかむかが難しい。それは多数決ではなく、被害にあっている人にきかないといけないだろう。(委員)
- ・ 住居、繁華街、史跡、美しい自然景観が集まっている多田地区を次世代にどのように残していくか、が我々に課せられた課題であると思っている。(地元)
- ・ 住民に力がないというよりは、無関心な人がほとんどではないか。(地元)
- ・ 自分で何らかの考えをもった上で、他の意見をもらうようにすべきである。(委員)
- ・ 住民の意識をどう変えていくかが大事である。我々も生き物であるという自覚がない人が多い。それがないと絶望的だと思う(地元)

行政のあり方

- ・ 国や自治体がきちんと方針を示し、一般住民に適切な情報提供を行い、地域住民の意見を聴くようにすべきである。(地元)
- ・ 河川法が改正され、住民の意見を聴くようになったが、逆に多くの人の意見を聞くことで方向性がまとまりにくく、河川整備がやりにくくなっているのではないか。(地元)
- ・ 国の方向が変わった。河川整備のあり方について、合理的な結論を出すように委員会にまかせられている。そのような中で、“多少の越水は認めよう”という方針が本当に住民に受け入れられるのだろうか、委員会としても悩んでいる。(委員)
- ・ 公園にもあてはまるが、同じ川であるのに、管轄によって整備がバラバラになっている。管理の仕方を十分に考え、連携をとる仕組みを作らないといけない(委員)
- ・ 環境教育が大事で、その仕組みづくりが必要。行政も予算をとって事業化しないとけない。流域委員会としても、理想論が先走り具体論がないという結果にはしたくない。(委員)

消防団について

- ・ 当地区では、水防団は特になく、消防団が夏だけ水防を兼ねている。(地元)
- ・ 消防団は普段は20人程度で、川西市防災本部が消防本部として司令塔の役割を果たしている。洪水等の際には、危険な橋に渡らないように閉鎖する等を行っている。(地元)

水質・環境について

- ・ 河川改修工事によって、生き物の種類が減ってきてしまっている。(地元)
- ・ すばらしい環境に生まれ、育ててもらったのに、我々の世代が、子ども達が遊べない、近づけない河川にしてしまった張本人であると思う。小学校のときは、こんにやく橋で水泳の授業をしたり、小学校のプールに川の水を使ったりしていたが、今は川が汚れている。(地元)
- ・ 加茂井堰はヘドロがたまり深緑色になっている。水質の悪さはひどい。(地元)
- ・ 猪名川の水道水は汚いので飲まない。(地元)
- ・ 池田も本流は汚い。特に夏場の濁水時期が汚い。(委員)

濁水対策について

- ・ 濁水については、一庫ダムの取水制限があるが実感はない。(地元)
- ・ 工場では濁水時に制限があるが、一般ではほとんどない。(委員)

発言内容については、随時変更する可能性があります。

第 13 回猪名川部会（2002.8.20 開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002 年 8 月 20 日（火） 10：00～13：30

場 所：a x ビル アクスネット

参加者数：委員 9 名、河川管理者 11 名、一般傍聴者 51 名

1．決定事項

今後の部会のスケジュールについて、以下の通り決定した。

- ・ 9 月 21 日(土)に現地対話集会を行う。招聘者の選定については、部会長及び部会長代理に一任する。
- ・ 第 14 回猪名川部会は 10 月 1 日(火)16:00 より開催する。審議時間は 4 時間を目安とする。
- ・ 第 15 回猪名川部会は、10 月 17 日(木)10:00～13:00 に開催する。

2．審議の概要

第 13 回委員会の報告、委員会WGに関する情報共有

資料 1-1「委員会および他部会の状況(中間とりまとめ以降)」、資料 1-2「今後の流域委員会の進め方について」をもとに、委員会および他部会、各WGの活動状況、スケジュール等について報告が行われた。また、部会長より 8/2(金)開催されたに猪名川部会現地フィールドワークの結果についても報告が行われた。

なお、委員より、全体スケジュールに対して、「期間が短すぎるのでは」との指摘があり、部会長代理より「運営会議に報告したい」との発言があった。

今後の猪名川部会の進め方について

資料 3-1「今後の猪名川部会の進め方について」をもとに、今後のスケジュールについて議論が行われ、上記「1．決定事項」の通り決定された。また、委員より「ダムの問題については早めに議論すべき」との発言があった。

猪名川の治水に関する河川管理者からの情報提供と意見交換

河川管理者より前回部会での要請をうけた情報提供が行われた。

- ・猪名川流域の既往 4 洪水の現況河道における被害状況シミュレーション、および S28 年 9 月洪水規模の 1.2 倍、1.5 倍、1.8 倍、2.0 倍のシミュレーション結果（資料 4-1「猪名川の治水の現状」）

これに対して、部会長代理より、「破堤回避のための堤防強化を行った時のシミュレーションの計算条件等については、整理したうえで再度、河川管理者にお伝えしたい」との発言があった。

河川管理者からの情報提供

委員からの質問に対する回答および情報提供として、以下の説明が行われた。

- ・猪名川流域の水防団の現状について（資料 4-2「猪名川直轄区間の水防団」）
- ・平成 14 年の猪名川流域の濁水状況（資料 6）

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から、最終提言に関する質問及び「余野川ダムの問題については早く議論していただきたい」との発言があった。

3. 主な報告と意見交換

今後の猪名川部会の進め方について

庶務より、資料 3-1「今後の猪名川部会の進め方について」を用いて、最終提言の素案の検討スケジュールについて説明が行われた。

(主な意見)

- ・ 神崎川の水質浄化の活動をしている人から「神崎川については何の意見も出ていない」という意見を聞いた。こういった一般意見を検討する機会は、現状ではほとんどない。意見をうかがった限り、何らかの形で反映すべきだと思う。(委員)
- ・ 委員会のWGの検討には、水質の問題を入れてほしい。(委員)
- ・ ダムの問題については「中間とりまとめが終わってから議論する」ということになっていた。現状のスケジュールでは、その時間がとれない。ダムの問題は当部会においても早めに議論したい。部会の回数を増やすことは難しいので、会議を1時間延長する、あるいは会議のスケジュールの見直しも検討すべきだろう。(委員)
- ・ ダムについて議論する時には、水需要の問題を考えねばならない。猪名川については大阪府の水道局の説明だけでは不十分。阪神水道企業団から説明していただくよう要請する。(委員)

猪名川の治水に関する河川管理者からの情報提供と意見交換

資料 4-1「猪名川の治水の現状」、その後資料 4-2「猪名川直轄区間の水防団」、資料 6「平成 14 年の猪名川流域の湧水状況」を用いて、説明がなされた。

* 洪水被害シミュレーション

平成 13 年度現況河道における昭和 28 年 9 月、35 年 8 月、42 年 7 月、58 年 9 月降雨の被害状況のシミュレーション(昭和 28 年 9 月降雨については、1.0 倍、1.2 倍、1.5 倍、1.8 倍、2.0 倍の被害状況シミュレーション)の説明が行われた。

- ・ シミュレーションの結果、浸水常襲地区の銀橋上流多田地区における浸水や無堤地区(川西池田地区)からの拡散型氾濫で尼崎市などの下流が浸水する危険がある。
- ・ 猪名川流域には水防団は存在せず、消防団が任務にあたる。尼崎市の場合は市長が本部長、市の職員が水防団、さらに住民が消防団(機動隊)を結成し、水防活動を行っている。
- ・ 一庫ダムの貯水位等の現況と取水制限の状況が説明された。

(意見交換)

- ・ 既往 4 洪水のうち、S42.7 の被害がとび抜けて大きいのはなぜか。(委員)
集中豪雨がその理由と考えられるが、きちんと解析されているわけではない。(河川管理者)

S42.7の洪水被害の原因が究明されていないとすれば問題だ。4 洪水とも銀橋狭窄部の上流で被害が発生しているが、その対策を考える必要がある。例えば住宅や商業施設の下駄履きなどの対策によって浸水被害を防がなければ、銀橋狭窄部の開削が必要となってくるだろう。しかし、銀橋狭窄部を開削すれば、下流域に危険が高まる。さまざまなことを検討するうえでも、S42.7の洪水被害の原因を究明して頂きたい。(委員)

- ・シミュレーションによれば、S35.8の被害がもっとも甚大だと思われるため、これを基本にした治水対策を考えていく必要がある。(委員)

流域委員会の理念は「いかなる降雨に対しても、破堤による壊滅的被害の回避を優先する」となっている。対象とする雨量を決めて計画流量を流すという従来の治水対策からの転換を提言しているのではなかったか。(河川管理者)

確かにその通りだが、壊滅的被害を防ぐための方法を具体的に考えるためには、一例としてS35.8の被害シミュレーションを取り上げ、想定される被害額と必要な工事費のバランスを考える必要がある。(委員)

- ・自然環境の保護は流域全体で考えなければならない。ダムは局地的な環境破壊をもたらすが、破堤回避のために全川の堤防を強化しつづける河川改修も長期間にわたって環境悪化を招く。ダムによってこれらが回避できるのであれば、結果的にはダムのほうが安く済むのかもしれない。どちらにせよ、判断を下すためには具体的な工事の全容を知る必要がある。(委員)
- ・ダムや堤防の強化以外にも、ライフスタイルの変更やリスクマネジメントといったソフト面での対策を河川整備計画に盛り込んでいくということが、流域委員会の出発点だ。ダムによって、今ある自然は破壊するべきではない。(委員)
- ・このシミュレーションでは想定されていない内水被害も想定すべき。また破堤しにくいすごい堤防をつくった場合には、工事中だけでなく連続性の分断など工事後の環境への影響も考えるべき。(委員)
- ・流域委員会の中間とりまとめには「下流に負荷を及ぼすような工事はしない」とあるが、銀橋狭窄部の掘削、川西池田地区の堤防整備など破堤回避工事が下流に負荷を及ぼすのではないか。(委員)

上流で堤防を高くすれば、下流の流量が増え負荷を与える。だからといって、上流の浸水常襲地帯を放っておくわけにもいかない。(河川管理者)

破堤・越水した箇所では遊水地の機能を発揮させながら、洪水や浸水のスピードを軽減させるような流域全体を視野に入れた仕組みが必要だろう。(委員)

- ・シミュレーションの前提には様々なケースが想定されるため、部会長代理がシナリオを検討した上で次回河川管理者に結果を再度出して頂くこととする。

一般傍聴者からの意見聴取

- ・余野川ダムについては、個別に取り上げて、早く議論して頂きたい。万が一、余野川ダムについて、流域委員会の意見書で触れられなかった場合、どう取り扱われるのか。(一般傍聴者)

まず、余野川ダム事業について河川整備計画原案に、書かなかった場合、書いた

場合の2通りがある。

河川管理者が河川整備計画原案に余野川ダムについて書かなかった場合で、その後の議論を通して作成される河川整備計画原案に対する流域委員会の意見書にも触れられなければ、余野川ダムは河川整備計画に記載されないことになるので、ダム事業は行わないことになる。

河川管理者が河川整備計画原案に余野川ダムについて書いた場合で、その後の議論を通して作成される整備計画原案に対する流域委員会の意見書にも触れられなければ、ダム建設が認められたことになり、ダム事業は行うが、河川整備計画原案に対する流域委員会の意見書に「建設するべきではない」という意見があれば、その意見を最大限尊重して検討する。(河川管理者)

以上

※発言の詳細については、「議事録」をご覧ください。